

令和 8 年度

第 1 回本巢市地域公共交通活性化協議会

次 第

日 時 令和 8 年 7 月 1 7 日 (金) 午後 2 時
場 所 本巢市役所本庁舎 3 階 大会議室

1 開会のことば

2 あいさつ (副市長)

3 議 題

協議事項

- | | | |
|---------|-------------------------------|-------------|
| 第 1 号議案 | 会長、副会長及び監事の選任について | P 1 |
| 第 2 号議案 | 本巢市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について | P 2 ～ 6 |
| 第 3 号議案 | 本巢市地域公共交通運賃協議会の設置について | P 7 ～ 8 |
| 第 4 号議案 | 令和 7 年度事業報告 (案) 及び決算 (案) について | P 9 ～ 1 1 |
| 第 5 号議案 | 令和 8 年度事業計画 (案) 及び予算 (案) について | P 1 2 ～ 1 3 |
| 第 6 号議案 | 市営バス (本巢・糸貫・真正地域) の路線変更について | P 1 4 ～ 1 9 |
| 第 7 号議案 | 市営バス (根尾地域) のダイヤの一部改正について | P 2 0 ～ 2 1 |
| 第 8 号議案 | 新しい公共交通の実証運行に向けた検討について | P 2 2 ～ 2 3 |

報告事項

- (1) 市営バス運行利用状況について 資料 1
- (2) 令和 8 年市営バス (本巢・糸貫・真正地域) 利用者アンケート調査結果報告 資料 2

4 閉会

令和 8 年度

第 1 回本巢市地域公共交通活性化協議会

協議資料

会長、副会長及び監事の選任について

会 長： _____ 委員

副会長： _____ 委員

監 事： _____ 委員

【参考】

本巢市地域公共交通活性化協議会規約より

（役員）

第 6 条 協議会に、次の役員を置く。

(1)会長 1 人

(2)副会長 1 人

(3)監事 1 人

2 会長、副会長及び監事は、委員の中から選任する。

3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は会計を監査し、結果を会長に報告しなければならない。

6 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

本巣市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

1 改正理由

本協議会を、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づく協議会として位置づけるため、また、改正道路運送法の施行に伴い、運賃・料金等については本協議会とは別に開催する協議会において協議する必要があるため、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

- ・第 1 条（目的）に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づく旨を加える。
- ・第 4 条（事業）から乗合旅客運送の「運賃、料金等」に関するものを削る。

3 新旧対照表

【現行】

（目的）

第 1 条 本巣市の総合的な交通施策を推進するため、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整並びに道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

（事業）

第 4 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)～(3) 略

(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。

【改正案】

（目的）

第 1 条 本巣市の総合的な交通施策を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協

議及び交通計画の実施に係る連絡調整並びに道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）及び道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

（事業）

第４条 協議会は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）～（３） 略

（４） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様_____に関する
こと。

附 則

この規約は、令和８年７月 日 から施行する。

参考

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）

（協議会）

第六条 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体は、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下この章において「協議会」という。）を組織することができる。

２ 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体

二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

三 関係する公安委員会

四 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者

本巢市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 本巢市の総合的な交通施策を推進するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成に関する協議及び交通計画の実施に係る連絡調整並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づき、市民生活に必要なバス等の旅客運送の確保を図り、実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する。

(名称)

第2条 協議会の名称は、本巢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は本巢市早野255番地、本巢市役所内に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。
- (5) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域公共交通の利用者
- (3) 公共交通事業者及びその事業用車両の運転者が組織する団体
- (4) 関係する経済団体
- (5) 警察（公安委員会）
- (6) 関係行政機関
- (7) 本巢市
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人

(2)副会長 1人

(3)監事 1人

- 2 会長、副会長及び監事は、委員の中から選任する。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は会計を監査し、結果を会長に報告しなければならない。
- 6 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、その議長となる。

- 2 会議は委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができず、その議事において議決を要する事項については、特別の定めがある場合を除くほか、出席委員（代理人を含む。以下同じ。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議は原則として公開とする。ただし、会議及び資料を公開することにより公正かつ円滑な議事運営等に支障が生じると会長が判断した場合は、非公開で行うものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員は、会議に代理人を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員は、この限りでない。
- 6 前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は幹事長及び幹事で組織し、会長が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事会は、必要に応じ、幹事長が召集し、その議長となる。
- 4 前各号に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第10条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は本巢市総務部総務課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを精算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年3月27日から施行する。

2 協議会の設立初年度の役員の選任については、その任期は、第5条第2項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成22年4月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年11月26日から施行し、令和6年7月16日から適用する。

附 則

この規約は、令和8年7月 日から施行する。

本巢市地域公共交通運賃協議会の設置について

1 概要

令和 5 年 1 0 月 1 日の改正道路運送法の施行に伴い、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等を協議するには、①道路運送法第 9 条第 5 項に基づき、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じ、②運賃等を定める一般乗合旅客自動車運送事業者のみが参加する協議会において協議（独占禁止法に抵触しないよう構成員を限定して、本巢市地域公共交通活性化協議会とは別に開催）し、③協議が調えば運賃を届け出ることとなりました（道路運送法第 9 条第 4 項、第 5 項）。

これを受け、同法第 9 条第 4 項に基づく、本巢市地域公共交通運賃協議会設置規程を策定します。

2 本巢市地域公共交通運賃協議会設置規程

別紙のとおり

本巣市地域公共交通運賃協議会設置規程

(目的)

第1条 本巣市地域公共交通運賃協議会（以下「運賃協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域の需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客運送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 運賃協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃等に関する事項
- (2) その他運賃協議会が必要と認める事項

(運賃協議会の構成員)

第3条 運賃協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 本巣市長又はその指名する者
 - (2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - (3) 中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者
 - (4) 市民又は利用者の代表者
- 2 委員の任期は、任命又は委嘱の日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運賃協議会の運営)

第4条 運賃協議会に会長を置き、前条第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、運賃協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 運賃協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 7 会議は原則として公開とする。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 9 運賃協議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(協議結果の取扱)

第5条 運賃協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

- 2 運賃協議会において協議が調った事項は、本巣市地域公共交通活性化協議会に報告する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、運賃協議会の運営に関して必要な事項は、会長が運賃協議会に諮り定める。

附 則

この規程は、令和8年7月 日から施行する。

令和7年度事業報告（案）

月	事業内容
4	
5	
6	6/27（金） ・ 会長と地域公共交通計画策定に係る住民アンケートの内容について協議
7	7/17（木） ・ 地域公共交通計画策定に係る住民アンケートの実施（～8/10（日）まで）
8	
9	
10	10/22（水）第1回協議会 ○協議事項 （1）副会長の選任について （2）令和6年度事業報告（案）及び決算（案）について （3）令和7年度事業計画（案）及び予算（案）について （4）本巣市地域公共交通計画の策定について ・ 本巣市における地域公共交通の現状について ・ 本巣市地域公共交通の進捗状況について ・ 本巣市の公共交通に関するアンケート調査の報告について ・ 本巣市の公共交通に関する課題の整理について ・ 公共ライドシェアの導入の検討について ・ 計画の骨子（案）について
11	
12	
1	
2	2/10（火）第1回幹事会 ○協議事項 （1）本巣市市営バス利用者アンケート調査の実施について （2）本巣市市営バス（根尾地域）のダイヤの一部改正について （3）本巣市地域公共交通計画（案）の作成について 2/20（木）第2回協議会 ○会議内容は第1回幹事会にて協議した事項 2/24（火） ・ 本巣市地域公共交通計画（案）に対するパブリックコメントの実施（～3/25（水）まで）
3	3/2（月） ・ 本巣市市営バス（南部地域）利用者アンケートの実施（～3/31（火）まで） 3/31（火） ・ 本巣市地域公共交通計画の策定

令和7年度決算(案)

＜歳入の部＞

(単位:円)

款	項	目	予算額	予備費支出及び流用増減	現行予算額	決算額	比較	備考
補助金	補助金	補助金	0	0	0	0	0	
負担金	負担金	負担金	38,000	0	38,000	38,000	0	本巢市負担金
計			38,000	0		38,000	0	

＜歳出の部＞

(単位:円)

款	項	目	予算額	予備費支出及び流用増減	現行予算額	決算額	比較	備考
運営費	会議費	会議費	31,000		31,000	17,000	△ 14,000	報償費 15,000円 飲物代 2,000円
	事務費	事務費	7,000		7,000	3,300	△ 3,700	振込手数料 3,300円
	事業費	事業費	0		0	0	0	
計			38,000	0	38,000	20,300	△ 17,700	

歳入合計	38,000
歳出合計	20,300
歳入－歳出(市返還額)	17,700

会計監査報告書

本巢市地域公共交通活性化協議会における令和7年度に係る歳入歳出の予算執行
状況及び関係書類等の適否について監査の結果、いずれも正確に処理されていること
を認めます。

令和8年3月12日

本巢市地域公共交通活性化協議会

監事

※署名及び印影の複製防止のため、原本は事務局で保管しております。

本巣市地域公共交通活性化協議会

令和8年度事業計画（案）

月	事業内容
4	委員の委嘱
5	
6	
7	第1回協議会 ○協議事項 （1）会長、副会長及び監事の選任について （2）規約の改正について （3）運賃協議会の設置について （4）令和7年度事業報告（案）及び決算（案）について （5）令和8年度事業計画（案）及び予算（案）について （6）地域公共交通計画の承認について （7）市営バス（本巣・糸貫・真正地域）の路線変更について （8）市営バス（根尾地域）のダイヤの一部改正について （9）新しい公共交通の実証運行に向けた検討について
8	（8月～10月）新しい公共交通についてのニーズ調査の実施
9	市営バスの路線・ダイヤ変更の周知（路線図・時刻表の配布）
10	市営バスの新路線・ダイヤでの運行開始
11	第2回協議会 ○協議事項 （1）新しい公共交通の実証運行について （2）その他
12	
1	
2	本巣市営バス利用者アンケート調査の実施
3	地域公共交通計画の達成状況の評価

令和8年度予算（案）

<歳入の部>

（単位：千円）

款	項	目	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	増減額	摘 要
負担金	負担金	負担金	38	38	0	本巢市負担金
計			38	38	0	

<歳出の部>

（単位：千円）

款	項	目	令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	増減額	摘 要
運営費	会議費	会議費	31	31	0	報償費 24千円 委員4名に対するもの（ただし、行政関係機関の者及び事業者を除く） 飲物代 7千円 協議会・幹事会開催に係るもの
	事務費	事務費	7	7	0	通信運搬費 消耗品費、役務費など
	事業費	事業費	0	0	0	
計			38	38	0	

※ 支出予算の款項目間の流用は、協議会財務規程第5条に基づき会長において行うことができる。

市営バス（本巢・糸貫・真正地域）の路線変更について

■実施予定日

・令和 8 年 1 0 月 1 日

■変更箇所

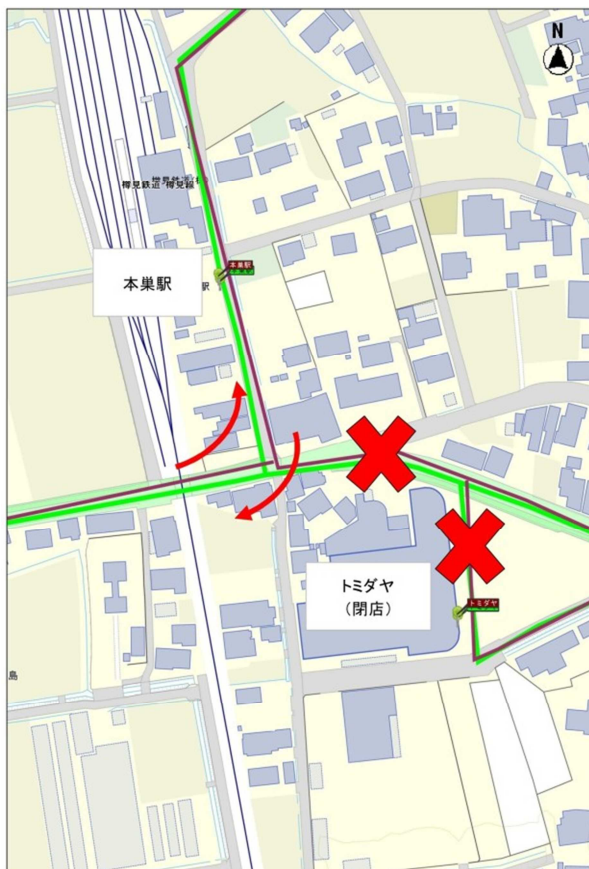
①本巢福祉センターバス停の移設・名称変更について

- ・令和 8 年 4 月に本巢市本巢老人福祉センターが廃止されたことに伴い、西側に位置するもとす広域連合老人福祉施設大和園へバス停を移設し、停留所の名称を「大和園」へ変更します。



②トミダヤバス停の廃止・ゲンキー文殊店バス停の新設について

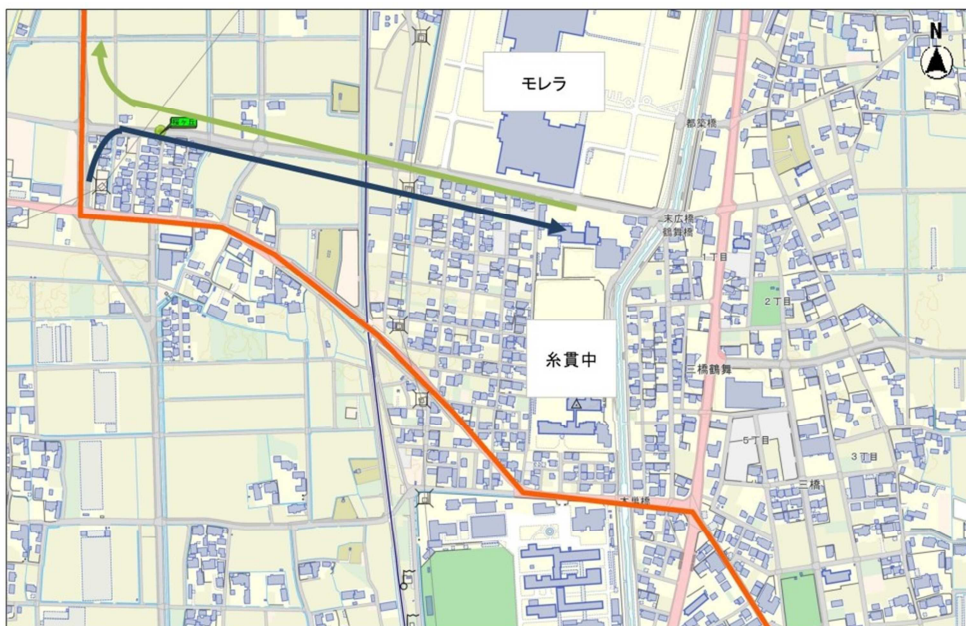
- ・令和 8 年 2 月にスーパーマーケットのトミダヤ本巢店が閉店したことに伴い、現行のトミダヤバス停を廃止します。代わりにドラッグストアのゲンキー文殊店前にバス停を新設し、買い物客の利便性を確保します。



③モレラ南口バス停の新設について

- ・モレラ南口へのアクセスを求める声が多く寄せられているため、旧糸貫分庁舎前に新しくバス停を設置します。





④小柿バス停の新設について（真桑線）

- ・小柿地域にバス停を求める声が多く寄せられているため、宗慶東～おんさい広場のルート向南へ延伸し、真正スポーツセンター北側に新しくバス停を設置します。



⑤高砂町バス停の名称変更について

- ・同じ場所に設置されている岐阜バスのバス停名称が変更となったため、同一の停留所の名称とするため「本巣松陽高校南」へ変更します。

◎運行ダイヤ案

本巣北部線

左回り

現 行			改 正 案		
月・水・金運行	1便	2便	月・水・金運行	1便	2便
もとまるパーク	..	10:10	もとまるパーク	..	10:10
本巣市役所(新庁舎)	..	10:12	本巣市役所	..	10:12
	↓	↓	モレラ南口	..	10:14
モレラ岐阜	..	10:16	モレラ岐阜	..	10:16
パロー本巣文殊店	..	10:28	パロー本巣文殊店	..	10:28
旧本庁舎	..	10:30	本巣公民館	..	10:30
	↓	↓	ゲンキー文殊店	..	10:32
本巣福祉センター	..	10:35	大和園	..	10:34
トミダヤ	..	10:38	(廃止)	↓	↓
本巣駅	..	10:39	本巣駅	..	10:36
JA本巣支店	..	10:40	JA本巣支店	..	10:37
織部の里もとす	..	10:44	織部の里もとす	..	10:41
木知原駅	..	10:47	木知原駅	..	10:44
木知原集荷場	..	10:48	木知原集荷場	..	10:45
長谷極又口	..	10:51	長谷極又口	..	10:48
長谷竹浦口	..	10:55	長谷竹浦口	..	10:52
川内公民館	8:40	10:59	川内公民館	8:40	10:56
木倉公民館	8:45	11:04	木倉公民館	8:45	11:01
木倉金坂口	8:46	11:05	木倉金坂口	8:46	11:02
日当公民館	8:53	11:12	日当公民館	8:53	11:09
上金原	8:56	11:15	上金原	8:56	11:12
金原公民館	8:57	11:16	金原公民館	8:57	11:13
下金原	8:59	11:18	下金原	8:59	11:15
鍋原公民館	9:01	11:20	鍋原公民館	9:01	11:17
根尾川ガーデン	9:03	11:22	根尾川ガーデン	9:03	11:19
佐原公民館	9:04	11:23	佐原公民館	9:04	11:20
神海上新田	9:06	11:25	神海上新田	9:06	11:22
神海駅	9:07	11:26	神海駅	9:07	11:23
本巣診療所	9:08	11:27	本巣診療所	9:08	11:24
外山郵便局	9:09	11:28	外山郵便局	9:09	11:25
林製材所	9:11	11:30	林製材所	9:11	11:27
木知原駅	9:15	11:34	木知原駅	9:15	11:31
山口公民館	9:19	11:38	山口公民館	9:19	11:35
山口集荷場	9:20	11:39	山口集荷場	9:20	11:36
向道集落センター	9:22	11:41	向道集落センター	9:22	11:38
本巣郵便局	9:24	11:43	本巣郵便局	9:24	11:40
本巣駅	9:25	11:44	本巣駅	9:25	11:41
トミダヤ	9:26	11:45	(廃止)	↓	↓
本巣福祉センター	9:29	11:48	大和園	9:27	11:43
	↓	↓	ゲンキー文殊店	9:29	11:45
旧本庁舎	9:34	11:53	本巣公民館	9:31	11:47
パロー本巣文殊店	9:36	11:55	パロー本巣文殊店	9:43	11:59
モレラ岐阜	9:48	12:07	モレラ岐阜	9:45	12:01
	↓	↓	モレラ南口	9:47	12:03
本巣市役所(新庁舎)	9:52	12:11	本巣市役所	9:49	12:05
もとまるパーク	9:54	12:13	もとまるパーク	9:51	12:07

右回り

現 行			改 正 案		
月・水・金運行	3便	4便	月・水・金運行	3便	4便
もとまるパーク	13:10	15:55	もとまるパーク	13:10	15:55
本巣市役所(新庁舎)	13:12	15:57	本巣市役所	13:12	15:57
	↓	↓	モレラ南口	13:14	15:59
モレラ岐阜	13:16	16:01	モレラ岐阜	13:16	16:01
パロー本巣文殊店	13:28	16:13	パロー本巣文殊店	13:28	16:13
旧本庁舎	13:30	16:15	本巣公民館	13:30	16:15
	↓	↓	ゲンキー文殊店	13:32	16:17
本巣福祉センター	13:35	16:20	大和園	13:34	16:19
トミダヤ	13:38	16:23	(廃止)	↓	↓
本巣駅	13:39	16:24	本巣駅	13:36	16:21
本巣郵便局	13:40	16:25	本巣郵便局	13:37	16:22
向道集落センター	13:42	16:27	向道集落センター	13:39	16:24
山口集荷場	13:44	16:29	山口集荷場	13:41	16:26
山口公民館	13:45	16:30	山口公民館	13:42	16:27
木知原駅	13:50	16:35	木知原駅	13:47	16:32
林製材所	13:54	16:39	林製材所	13:51	16:36
外山郵便局	13:56	16:41	外山郵便局	13:53	16:38
本巣診療所	13:57	16:42	本巣診療所	13:54	16:39
神海駅	13:58	16:43	神海駅	13:55	16:40
神海上新田	13:59	16:44	神海上新田	13:56	16:41
佐原公民館	14:01	16:46	佐原公民館	13:58	16:43
根尾川ガーデン	14:02	16:47	根尾川ガーデン	13:59	16:44
鍋原公民館	14:04	16:49	鍋原公民館	14:01	16:46
下金原	14:06	16:51	下金原	14:03	16:48
金原公民館	14:08	16:53	金原公民館	14:05	16:50
上金原	14:09	16:54	上金原	14:06	16:51
日当公民館	14:12	16:57	日当公民館	14:09	16:54
木倉金坂口	14:19	17:04	木倉金坂口	14:16	17:01
木倉公民館	14:20	17:05	木倉公民館	14:17	17:02
川内公民館	14:25	17:10	川内公民館	14:22	17:07
長谷竹浦口	14:29	17:14	長谷竹浦口	14:26	17:11
長谷極又口	14:33	17:18	長谷極又口	14:30	17:15
木知原集荷場	14:36	17:21	木知原集荷場	14:33	17:18
木知原駅	14:37	17:22	木知原駅	14:34	17:19
織部の里もとす	14:40	17:25	織部の里もとす	14:37	17:22
JA本巣支店	14:44	17:29	JA本巣支店	14:41	17:26
本巣駅	14:45	17:30	本巣駅	14:42	17:27
トミダヤ	14:46	17:31	(廃止)	↓	↓
本巣福祉センター	14:49	17:34	大和園	14:44	17:29
	↓	↓	ゲンキー文殊店	14:46	17:31
旧本庁舎	14:54	17:39	本巣公民館	14:48	17:33
パロー本巣文殊店	14:56	17:41	パロー本巣文殊店	14:50	17:35
モレラ岐阜	15:08	17:53	モレラ岐阜	15:02	17:47
	↓	↓	モレラ南口	15:04	17:49
本巣市役所(新庁舎)	15:12	17:57	本巣市役所	15:06	17:51
もとまるパーク	15:14	17:59	もとまるパーク	15:08	17:53

本巣・糸貫線

左回り

現 行				改 正 案			
火・木・土運行	1便	3便	5便	火・木・土運行	1便	3便	5便
モレラ岐阜	8:15	13:27	15:50	モレラ岐阜	8:15	13:27	15:50
ぬくもりの里	8:18	13:30	15:53	ぬくもりの里	8:18	13:30	15:53
富有柿の里	8:21	13:33	15:56	富有柿の里	8:21	13:33	15:56
	↓	↓	↓	ゲンキー文殊店	8:23	13:35	15:58
旧本庁舎	8:25	13:37	16:00	本巣公民館	8:25	13:37	16:00
パロー本巣文殊店	8:28	13:40	16:03	パロー本巣文殊店	8:28	13:40	16:03
宝珠	8:29	13:41	16:04	宝珠	8:29	13:41	16:04
宝珠ハイツ口	8:30	13:42	16:05	宝珠ハイツ口	8:30	13:42	16:05
宝珠ハイツ公園	8:31	13:43	16:06	宝珠ハイツ公園	8:31	13:43	16:06
宝珠ハイツ	8:32	13:44	16:07	宝珠ハイツ	8:32	13:44	16:07
徳山団地	8:33	13:45	16:08	徳山団地	8:33	13:45	16:08
上新町	8:36	13:48	16:11	上新町	8:36	13:48	16:11
総合運動場	8:37	13:49	16:12	総合運動場	8:37	13:49	16:12
文殊団地	8:38	13:50	16:13	文殊団地	8:38	13:50	16:13
パロー本巣文殊店	8:39	13:51	16:14	パロー本巣文殊店	8:39	13:51	16:14
宝珠	8:40	13:52	16:15	宝珠	8:40	13:52	16:15
西之門	8:42	13:54	16:17	西之門	8:42	13:54	16:17
本巣小学校	8:43	13:55	16:18	本巣小学校	8:43	13:55	16:18
J A本巣支店	8:45	13:57	16:20	J A本巣支店	8:45	13:57	16:20
本巣駅	8:46	13:58	16:21	本巣駅	8:46	13:58	16:21
トミダヤ	8:47	13:59	16:22	(廃止)	↓	↓	↓
本巣福祉センター	8:50	14:02	16:25	大和園	8:48	14:00	16:23
市民スポーツプラザ	8:52	14:04	16:27	市民スポーツプラザ	8:49	14:01	16:24
長屋神社前	8:53	14:05	16:28	長屋神社前	8:50	14:02	16:25
上高屋	8:55	14:07	16:30	上高屋	8:52	14:04	16:27
下高屋	8:56	14:08	16:31	下高屋	8:53	14:05	16:28
有里	8:58	14:10	16:33	有里	8:55	14:07	16:30
数屋	8:59	14:11	16:34	数屋	8:56	14:08	16:31
新屋敷	9:01	14:13	16:36	新屋敷	8:58	14:10	16:33
更屋敷公民館	9:02	14:14	16:37	更屋敷公民館	8:59	14:11	16:34
なかしま医院	9:04	14:16	16:39	なかしま医院	9:01	14:13	16:36
随原	9:05	14:17	16:40	随原	9:02	14:14	16:37
もとまるパーク	9:07	14:19	16:42	もとまるパーク	9:04	14:16	16:39
本巣市役所(新庁舎)	9:09	14:21	16:44	本巣市役所	9:05	14:17	16:40
桜ヶ丘	9:11	14:23	16:46	桜ヶ丘	9:06	14:18	16:41
	↓	↓	↓	モレラ南口	9:08	14:20	16:43
モレラ岐阜	9:15	14:27	16:50	モレラ岐阜	9:10	14:22	16:45

右回り

現 行				改 正 案			
火・木・土運行	2便	4便	6便	火・木・土運行	2便	4便	6便
モレラ岐阜	10:39	14:45	17:01	モレラ岐阜	10:42	14:49	17:04
	↓	↓	↓	モレラ南口	10:44	14:51	17:06
桜ヶ丘	10:41	14:47	17:03	桜ヶ丘	10:45	14:52	17:07
本巣市役所(新庁舎)	10:42	14:48	17:04	本巣市役所	10:46	14:53	17:08
もとまるパーク	10:43	14:49	17:05	もとまるパーク	10:48	14:55	17:10
随原	10:45	14:51	17:07	随原	10:50	14:57	17:12
なかしま医院	10:46	14:52	17:08	なかしま医院	10:51	14:58	17:13
更屋敷公民館	10:48	14:54	17:10	更屋敷公民館	10:53	15:00	17:15
新屋敷	10:49	14:55	17:11	新屋敷	10:54	15:01	17:16
数屋	10:51	14:57	17:13	数屋	10:56	15:03	17:18
有里	10:52	14:58	17:14	有里	10:57	15:04	17:19
下高屋	10:54	15:00	17:16	下高屋	10:59	15:06	17:21
上高屋	10:55	15:01	17:17	上高屋	11:00	15:07	17:22
長屋神社前	10:57	15:03	17:19	長屋神社前	11:02	15:09	17:24
市民スポーツプラザ	10:58	15:04	17:20	市民スポーツプラザ	11:03	15:10	17:25
本巣福祉センター	10:59	15:05	17:21	大和園	11:04	15:11	17:26
トミダヤ	11:02	15:08	17:24	(廃止)	↓	↓	↓
本巣駅	11:03	15:09	17:25	本巣駅	11:05	15:12	17:27
J A本巣支店	11:04	15:10	17:26	J A本巣支店	11:06	15:13	17:28
本巣小学校	11:06	15:12	17:28	本巣小学校	11:08	15:15	17:30
西之門	11:07	15:13	17:29	西之門	11:09	15:16	17:31
宝珠	11:09	15:15	17:31	宝珠	11:11	15:18	17:33
パロー本巣文殊店	11:10	15:16	17:32	パロー本巣文殊店	11:12	15:19	17:34
文殊団地	11:11	15:17	17:33	文殊団地	11:13	15:20	17:35
総合運動場	11:12	15:18	17:34	総合運動場	11:14	15:21	17:36
上新町	11:13	15:19	17:35	上新町	11:15	15:22	17:37
徳山団地	11:16	15:22	17:38	徳山団地	11:18	15:25	17:40
宝珠ハイツ	11:17	15:23	17:39	宝珠ハイツ	11:19	15:26	17:41
宝珠ハイツ公園	11:18	15:24	17:40	宝珠ハイツ公園	11:20	15:27	17:42
宝珠ハイツ口	11:19	15:25	17:41	宝珠ハイツ口	11:21	15:28	17:43
宝珠	11:20	15:26	17:42	宝珠	11:22	15:29	17:44
パロー本巣文殊店	11:21	15:27	17:43	パロー本巣文殊店	11:23	15:30	17:45
旧本庁舎	11:24	15:30	17:46	本巣公民館	11:26	15:33	17:48
	↓	↓	↓	ゲンキー文殊店	11:30	15:37	17:52
富有柿の里	11:28	15:34	17:50	富有柿の里	11:32	15:39	17:54
ぬくもりの里	11:30	15:36	17:52	ぬくもりの里	11:34	15:41	17:56
モレラ岐阜	11:33	15:39	17:55	モレラ岐阜	11:37	15:44	17:59

弾正線

左回り

現 行			改 正 案		
火・木・土運行	2便	4便	火・木・土運行	2便	4便
モレラ岐阜	9:30	14:42	モレラ岐阜	9:25	14:42
	↓	↓	モレラ南口	9:27	14:44
桜ヶ丘	9:34	14:46	桜ヶ丘	9:28	14:45
本郷	9:37	14:49	本郷	9:31	14:48
中野	9:39	14:51	中野	9:33	14:50
フレンドリーおりバ	9:40	14:52	フレンドリーおりバ	9:34	14:51
小弾正	9:43	14:55	小弾正	9:37	14:54
南出	9:45	14:57	南出	9:39	14:56
あさぎ苑公民館	9:48	15:00	あさぎ苑公民館	9:42	14:59
浅木	9:50	15:02	浅木	9:44	15:01
政田	9:51	15:03	政田	9:45	15:02
清水	9:52	15:04	清水	9:46	15:03
みつば	9:53	15:05	みつば	9:47	15:04
イオンタウン本巣	9:56	15:08	イオンタウン本巣	9:50	15:07
LCワールド本巣	9:58	15:10	LCワールド本巣	9:52	15:09
溝口	10:00	15:12	溝口	9:54	15:11
天神前住宅	10:01	15:13	天神前住宅	9:55	15:12
真正すこやかセンター	10:03	15:15	真正すこやかセンター	9:57	15:14
まぐわクリニック	10:05	15:17	まぐわクリニック	9:59	15:16
旧真正分庁舎	10:06	15:18	旧真正分庁舎	10:00	15:17
下真桑南	10:07	15:19	下真桑南	10:01	15:18
下真桑	10:08	15:20	下真桑	10:02	15:19
大門東	10:09	15:21	大門東	10:03	15:20
本郷	10:12	15:24	本郷	10:06	15:23
本巣市役所(新庁舎)	10:16	15:28	本巣市役所	10:10	15:27
もとまるパーク	10:18	15:30	もとまるパーク	10:12	15:29
見延	10:20	15:32	見延	10:14	15:31
モレラ岐阜	10:23	15:35	モレラ岐阜	10:17	15:34

右回り

現 行				改 正 案			
火・木・土運行	1便	3便	5便	火・木・土運行	1便	3便	5便
モレラ岐阜	8:30	11:55	17:05	モレラ岐阜	8:30	11:52	17:05
見延	8:33	11:58	17:08	見延	8:33	11:55	17:08
もとまるパーク	8:35	12:00	17:10	もとまるパーク	8:35	11:57	17:10
本巣市役所(新庁舎)	8:37	12:02	17:12	本巣市役所	8:37	11:59	17:12
本郷	8:41	12:06	17:16	本郷	8:41	12:03	17:16
大門東	8:43	12:08	17:18	大門東	8:43	12:05	17:18
下真桑	8:44	12:09	17:19	下真桑	8:44	12:06	17:19
下真桑南	8:45	12:10	17:20	下真桑南	8:45	12:07	17:20
旧真正分庁舎	8:46	12:11	17:21	旧真正分庁舎	8:46	12:08	17:21
まぐわクリニック	8:48	12:13	17:23	まぐわクリニック	8:48	12:10	17:23
真正すこやかセンター	8:50	12:15	17:25	真正すこやかセンター	8:50	12:12	17:25
天神前住宅	8:52	12:17	17:27	天神前住宅	8:52	12:14	17:27
溝口	8:53	12:18	17:28	溝口	8:53	12:15	17:28
LCワールド本巣	8:55	12:20	17:30	LCワールド本巣	8:55	12:17	17:30
イオンタウン本巣	8:57	12:22	17:32	イオンタウン本巣	8:57	12:19	17:32
みつば	9:00	12:25	17:35	みつば	9:00	12:22	17:35
清水	9:01	12:26	17:36	清水	9:01	12:23	17:36
政田	9:02	12:27	17:37	政田	9:02	12:24	17:37
浅木	9:03	12:28	17:38	浅木	9:03	12:25	17:38
あさぎ苑公民館	9:05	12:30	17:40	あさぎ苑公民館	9:05	12:27	17:40
南出	9:08	12:33	17:43	南出	9:08	12:30	17:43
小弾正	9:10	12:35	17:45	小弾正	9:10	12:32	17:45
フレンドリーおりバ	9:13	12:38	17:48	フレンドリーおりバ	9:13	12:35	17:48
中野	9:14	12:39	17:49	中野	9:14	12:36	17:49
本郷	9:16	12:41	17:51	本郷	9:16	12:38	17:51
桜ヶ丘	9:19	12:44	17:54	桜ヶ丘	9:19	12:41	17:54
	↓	↓	↓	モレラ南口	9:20	12:42	17:55
モレラ岐阜	9:23	12:48	17:58	モレラ岐阜	9:22	12:44	17:57

真桑線

左回り

現 行				改 正 案			
火・木・土運行	2便	3便	5便	火・木・土運行	2便	3便	5便
モレラ岐阜	10:42	11:45	16:00	モレラ岐阜	10:42	11:45	16:00
糸貫内科クリニック	10:46	11:49	16:04	糸貫内科クリニック	10:46	11:49	16:04
北部公園	10:47	11:50	16:05	北部公園	10:47	11:50	16:05
下石原	10:48	11:51	16:06	下石原	10:48	11:51	16:06
天神	10:49	11:52	16:07	天神	10:49	11:52	16:07
堀部クリニック	10:51	11:54	16:09	堀部クリニック	10:51	11:54	16:09
仏生寺	10:52	11:55	16:10	仏生寺	10:52	11:55	16:10
北方バスターミナル	10:56	11:59	16:14	北方バスターミナル	10:56	11:59	16:14
宗慶東	10:59	12:02	16:17	宗慶東	10:59	12:02	16:17
	↓	↓	↓	小柿	11:02	12:05	16:20
おんさい広場	11:03	12:06	16:21	おんさい広場	11:05	12:08	16:23
大塚古墳公園	11:07	12:10	16:25	大塚古墳公園	11:09	12:12	16:27
みどり公園	11:10	12:13	16:28	みどり公園	11:12	12:15	16:30
北方真桑駅	11:12	12:15	16:30	北方真桑駅	11:14	12:17	16:32
高砂町	11:17	12:20	16:35	本巣松陽高校南	11:19	12:22	16:37
	↓	↓	↓	モレラ南口	11:24	12:27	16:42
本巣市役所(新庁舎)	11:22	12:25	16:40	本巣市役所	11:26	12:29	16:44
もとまるパーク	11:24	12:27	16:42	もとまるパーク	11:28	12:31	16:46
見延	11:25	12:28	16:43	見延	11:29	12:32	16:47
モレラ岐阜	11:28	12:31	16:46	モレラ岐阜	11:32	12:35	16:50

右回り

現 行			改 正 案		
火・木・土運行	1便	4便	火・木・土運行	1便	4便
モレラ岐阜	9:38	13:44	モレラ岐阜	9:38	13:44
見延	9:41	13:47	見延	9:41	13:47
もとまるパーク	9:42	13:48	もとまるパーク	9:42	13:48
本巣市役所(新庁舎)	9:44	13:50	本巣市役所	9:44	13:50
	↓	↓	モレラ南口	9:46	13:52
高砂町	9:49	13:55	本巣松陽高校南	9:51	13:57
北方真桑駅	9:53	13:59	北方真桑駅	9:55	14:01
みどり公園	9:56	14:02	みどり公園	9:58	14:04
大塚古墳公園	9:59	14:05	大塚古墳公園	10:01	14:07
おんさい広場	10:03	14:09	おんさい広場	10:05	14:11
	↓	↓	小柿	10:08	14:14
宗慶東	10:07	14:13	宗慶東	10:11	14:17
北方バスターミナル	10:10	14:16	北方バスターミナル	10:14	14:20
仏生寺	10:14	14:20	仏生寺	10:18	14:24
堀部クリニック	10:15	14:21	堀部クリニック	10:19	14:25
天神	10:17	14:23	天神	10:21	14:27
下石原	10:18	14:24	下石原	10:22	14:28
北部公園	10:19	14:25	北部公園	10:23	14:29
糸貫内科クリニック	10:20	14:26	糸貫内科クリニック	10:24	14:30
モレラ岐阜	10:24	14:30	モレラ岐阜	10:28	14:34

市営バス（根尾地域）のダイヤの一部改正について

1 改正理由

（令和4年4月1日に開校した）義務教育学校・根尾学園に通う児童生徒の通学に関し、各学年や学校のカリキュラムに応じた登下校の時間や、土曜日又は夏季休業期間中における臨時登校等にも対応することができるよう調整するもの。

2 改正案

●根尾宇津志線【平日】

【現行】

時刻	停留所	根尾分 庁舎前	根尾 学園前	市場西	樽見 駅前	診療 所前	樽見 駅前	板所	開運橋	みどり 団地	水鳥 宮前	水鳥 宮前	江浪 宮前	高尾 宮前	高尾	山崎	門脇	平野	日当 駅前	日当 駅前	宇津志
発着時刻(3)	11:52	-	-	11:53	11:54	11:55	11:57	11:58	12:00	12:01	12:02	12:04	12:06	12:07	12:08	12:09	12:11	12:14	12:15	12:16	
発着時刻(4)	15:08	15:11	15:13	15:17	15:18	15:19	15:21	15:22	15:24	15:25	15:26	15:28	15:29	15:30	15:31	15:32	15:34	15:37	15:38	15:39	

時刻	停留所	宇津志	日当 駅前	日当	平野	山崎	門脇	高尾	高尾 宮前	江浪	水鳥 宮前	水鳥 宮前	みどり 団地	開運橋	板所	根尾 学園前	市場西	樽見 駅前	根尾 学園前	診療 所前	樽見 駅前	根尾分 庁舎前
発着時刻(3)	12:18	12:19	12:20	12:23	12:24	12:25	12:27	12:28	12:29	12:31	12:32	12:33	12:35	12:36	-	-	-	12:38	-	12:39	12:40	12:41
発着時刻(4)	15:41	15:42	15:43	15:46	15:47	15:48	15:50	15:51	15:52	15:54	15:55	-	15:56	15:57	-	-	-	15:59	-	16:00	16:01	16:02



【改正案】

時刻	停留所	根尾分 庁舎前	根尾 学園前	市場西	樽見 駅前	診療 所前	樽見 駅前	板所	開運橋	みどり 団地	水鳥 宮前	水鳥 宮前	江浪 宮前	高尾 宮前	高尾	山崎	門脇	平野	日当 駅前	日当 駅前	宇津志
発着時刻(3)		11:45	11:48	11:51	11:53	11:54	11:55	11:57	11:58	12:00	12:01	12:02	12:04	12:06	12:07	12:08	12:09	12:11	12:14	12:15	12:16
発着時刻(4)		14:47	14:50	14:52	14:56	14:57	14:58	15:00	15:01	15:03	15:04	15:05	15:07	15:08	15:09	15:10	15:11	15:14	15:17	15:18	15:19

時刻	停留所	宇津志	日当 駅前	日当	平野	山崎	門脇	高尾	高尾 宮前	江浪	水鳥 宮前	水鳥 宮前	みどり 団地	開運橋	板所	根尾 学園前	市場西	樽見 駅前	根尾 学園前	診療 所前	樽見 駅前	根尾分 庁舎前
発着時刻(3)		12:18	12:19	12:20	12:23	12:24	12:25	12:27	12:28	12:29	12:31	12:32	12:33	12:35	12:36	-	-	12:38	12:42	12:47	12:48	12:49
発着時刻(4)		15:22	15:23	15:24	15:27	15:30	15:31	15:33	15:34	15:35	15:37	15:38	-	15:39	15:40	-	-	15:42	-	15:43	15:44	15:45

●根尾宇津志線【土曜日】

【現行】

時刻	停留所	根尾分 庁舎前	根尾 学園前	市場西	樽見 駅前	診療 所前	樽見 駅前	板所	開運橋	みどり 団地	水鳥 宮前	水鳥 宮前	江浪 宮前	高尾 宮前	高尾	山崎	門脇	平野	日当 駅前	日当 駅前	宇津志
発着時刻(1)	7:59	-	-	-	-	-	8:01	-	-	8:03	8:04	8:06	8:07	8:08	-	-	-	-	8:12	8:13	
発着時刻(2)	11:52	-	-	-	11:53	11:54	11:55	11:57	11:58	12:00	12:01	12:02	12:04	12:05	12:06	12:07	12:08	12:10	12:13	12:14	12:15

時刻	停留所	宇津志	日当 駅前	日当	平野	山崎	門脇	高尾	高尾 宮前	江浪	水鳥 宮前	水鳥 宮前	みどり 団地	開運橋	板所	根尾 学園前	市場西	樽見 駅前	診療 所前	樽見 駅前	根尾分 庁舎前
発着時刻(1)	8:15	8:16	8:17	8:20	8:21	8:22	8:24	8:25	8:26	8:28	8:29	8:30	8:32	8:33	-	-	-	8:35	8:36	8:37	8:38
発着時刻(2)	12:17	12:18	12:19	12:22	12:23	12:24	12:26	12:27	12:28	12:30	12:31	12:32	12:34	12:35	-	-	12:37	12:38	12:39	12:40	



【改正案】

時刻	停留所	根尾分 庁舎前	根尾 学園前	市場西	樽見 駅前	診療 所前	樽見 駅前	板所	開運橋	みどり 団地	水鳥 宮前	水鳥 宮前	江浪 宮前	高尾 宮前	高尾	山崎	門脇	平野	日当	日当 駅前	宇津志
発着時刻(1)	7:41	-	-	-	-	-	-	7:43	-	-	7:45	7:46	7:48	7:49	7:50	-	-	-	-	7:54	7:55
発着時刻(2)	11:45	11:48	11:51	11:53	11:54	11:55	11:57	11:58	12:00	12:01	12:02	12:04	12:05	12:06	12:07	12:08	12:10	12:13	12:14	12:15	

時刻	停留所	宇津志	日当 駅前	日当	平野	山崎	門脇	高尾	高尾 宮前	江浪	水鳥 宮前	水鳥 宮前	みどり 団地	開運橋	板所	根尾 学園前	市場西	樽見 駅前	診療 所前	樽見 駅前	根尾分 庁舎前	根尾 学園前
発着時刻(1)	7:57	7:58	7:59	8:02	8:05	8:06	8:08	8:09	8:10	8:12	8:13	8:14	8:16	8:17	-	-	-	8:21	8:22	8:23	8:24	8:27
発着時刻(2)	12:17	12:18	12:19	12:22	12:23	12:24	12:26	12:27	12:28	12:30	12:31	12:32	12:34	12:35	-	-	-	12:37	12:38	12:39	12:40	12:43

●根尾松田・奥谷線〔平日〕

【現行】

時刻	停留所	根尾分 庁舎前	根尾 学園前	市場西	樽見 駅前	診療 所前	樽見	上樽見	下夕島	西 屋橋	西板屋 村中	東板屋 村中	口谷 口	口谷 奥谷	中元	上洞	トッパス	上洞	中元	奥谷	口谷	口谷
発着時刻(1)		6:57	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
発着時刻(2)		-	-	-	7:46	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7:58	7:59	8:00	8:01	8:02	8:03
発着時刻(3)		11:52	-	-	11:53	11:54	11:55	11:56	11:58	11:59	12:01	12:04	12:05	12:07	12:08	12:09	12:10	12:11	12:12	12:13	12:14	12:15

時刻	停留所	西小 鹿	東小 鹿	上東 小	下松田	松田	上松田	松田	下松田	上東 小	東小 鹿	西小 鹿	東板屋 村中	西板屋 村中	西板屋 橋	下夕島	上樽見	根尾 学園前	市場西	樽見	診療 所前	樽見 駅前	根尾分 庁舎前
発着時刻(1)		-	-	-	-	-	7:20	7:21	7:22	7:25	7:26	7:27	7:30	7:31	7:34	7:36	7:37	7:39	7:41	7:43	7:44	7:45	7:46
発着時刻(2)		-	-	-	-	-	8:14	8:15	8:16	8:19	8:20	8:21	8:24	8:25	8:28	8:30	8:31	8:33	-	-	8:34	8:35	8:36
発着時刻(3)		12:21	12:22	12:23	12:26	12:27	12:28	12:29	12:30	12:33	12:34	12:35	12:38	12:39	12:42	12:44	12:45	12:47	-	-	12:48	12:49	12:50



【改正案】

時刻	停留所	根尾分 庁舎前	根尾 学園前	市場西	樽見 駅前	診療 所前	樽見	上樽見	下夕島	西 屋橋	西板屋 村中	東板屋 村中	口谷 口	口谷 奥谷	中元	上洞	トッパス	上洞	中元	奥谷	口谷	口谷
発着時刻(1)		6:53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
発着時刻(2)		-	-	-	7:36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7:51	7:52	7:53	7:54	7:55	7:56
発着時刻(3)		11:45	11:48	11:51	11:53	11:54	11:55	11:56	11:58	11:59	12:01	12:04	12:05	12:07	12:08	12:09	12:10	12:11	12:12	12:13	12:14	12:15

時刻	停留所	西小 鹿	東小 鹿	上東 小	下松田	松田	上松田	松田	下松田	上東 小	東小 鹿	西小 鹿	東板屋 村中	西板屋 村中	西板屋 橋	下夕島	上樽見	根尾 学園前	市場西	樽見	診療 所前	樽見 駅前	根尾分 庁舎前
発着時刻(1)		-	-	-	-	-	7:08	7:09	7:10	7:13	7:14	7:15	7:18	7:19	7:22	7:24	7:25	7:27	7:31	7:33	7:34	7:35	7:36
発着時刻(2)		-	-	-	-	-	8:07	8:08	8:09	8:12	8:13	8:14	8:17	8:18	8:21	8:23	8:24	8:26	8:30	8:32	8:33	8:34	8:35
発着時刻(3)		12:21	12:22	12:23	12:26	12:27	12:28	12:29	12:30	12:33	12:34	12:35	12:38	12:39	12:42	12:44	12:45	12:47	12:50	12:52	12:53	12:54	12:55



●根尾松田・奥谷線〔土曜日〕

【現行】

時刻	停留所	根尾分 庁舎前	根尾 学園前	市場西	樽見 駅前	診療 所前	樽見	上樽見	下夕島	西 屋橋	西板屋 村中	東板屋 村中	口谷 口	口谷 奥谷	中元	上洞	トッパス	上洞	中元	奥谷	口谷	口谷
発着時刻(1)		7:46	-	-	7:47	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8:00	8:01	8:02	8:03	8:04	8:05
発着時刻(2)		11:52	-	-	11:53	11:54	11:55	11:56	11:58	11:59	12:01	12:04	12:05	12:07	12:08	12:09	12:10	12:11	12:12	12:13	12:14	12:15

時刻	停留所	西小 鹿	東小 鹿	上東 小	下松田	松田	上松田	松田	下松田	上東 小	東小 鹿	西小 鹿	東板屋 村中	西板屋 村中	西板屋 橋	下夕島	上樽見	根尾 学園前	市場西	樽見	診療 所前	樽見 駅前	根尾分 庁舎前
発着時刻(1)		-	-	-	-	-	8:16	8:17	8:18	8:21	8:22	8:23	8:26	8:27	8:30	8:32	8:33	8:35	-	-	8:36	8:37	8:38
発着時刻(2)		12:21	12:22	12:23	12:26	12:27	12:28	12:29	12:30	12:33	12:34	12:35	12:38	12:39	12:42	12:44	12:45	12:47	-	-	12:48	12:49	12:50

【改正案】

時刻	停留所	根尾分 庁舎前	根尾 学園前	市場西	樽見 駅前	診療 所前	樽見	上樽見	下夕島	西 屋橋	西板屋 村中	東板屋 村中	口谷 口	口谷 奥谷	中元	上洞	トッパス	上洞	中元	奥谷	口谷	口谷
発着時刻(1)		7:34	-	-	7:36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7:51	7:52	7:53	7:54	7:55	7:56
発着時刻(2)		11:45	11:48	11:51	11:53	11:54	11:55	11:56	11:58	11:59	12:01	12:04	12:05	12:07	12:08	12:09	12:10	12:11	12:12	12:13	12:14	12:15

時刻	停留所	西小 鹿	東小 鹿	上東 小	下松田	松田	上松田	松田	下松田	上東 小	東小 鹿	西小 鹿	東板屋 村中	西板屋 村中	西板屋 橋	下夕島	上樽見	根尾 学園前	市場西	樽見	診療 所前	樽見 駅前	根尾分 庁舎前
発着時刻(1)		-	-	-	-	-	8:07	8:08	8:09	8:12	8:13	8:14	8:17	8:18	8:21	8:23	8:24	8:26	8:30	8:32	8:33	8:34	8:35
発着時刻(2)		12:21	12:22	12:23	12:26	12:27	12:28	12:29	12:30	12:33	12:34	12:35	12:38	12:39	12:42	12:44	12:45	12:47	12:50	12:52	12:53	12:54	12:55

3 改正日

令和8年10月15日

新しい公共交通の実証運行に向けた検討について

1. 本巣市地域公共交通計画における位置づけ

第5章 目標達成のための事業 3-3 新たな公共交通の導入の検討(本編p26)

2. 本巣市における地域公共交通の現状と課題

現状	<ul style="list-style-type: none"> ・市営バスは定時定路線型であり、運行本数や最寄りのバス停までの距離などに課題がある。 ・バス停留所が遠い、あるいは市営バスが運行していない「交通空白地」が存在し、公共交通に関するアンケートでは、バス停まで5分以上かかる人が全体の半数以上(59.4%)を占めている。 ・高齢者や移動制約者の移動手段の確保が課題となっている。市民アンケートでは、予約制公共交通(デマンド交通)への関心もみられる。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・利便性の向上や地域の実情に応じた柔軟な交通手段の検討が求められている。 ・移動制約者を含め、すべての市民の移動手段の確保が求められている。 ・既存の公共交通だけでは解決できない課題に対応する新たな公共交通の検討が必要。

3. 新たな公共交通導入の検討概要

導入を検討する運行形態	基幹公共交通(樽見鉄道)や幹線公共交通(岐阜バス)までのアクセスを担う、新たな運行形態
実証運行の実施	<p>まずは交通空白地を中心とした実証運行を実施し、課題解決の手段として機能するか、その効果を検証する。</p> <p>実証運行を踏まえ、導入の是非を含めた本格運行移行についての検討を進める。</p>

4. 実証運行に向けたニーズ調査の実施について

目的	交通空白地における移動ニーズを把握し、実証運行計画へ反映させる
期間	令和8年8月～10月
対象	本巣地域北部(外山地域)の自治会を中心に実施
方法	自治会での懇談会等の開催

<p>内容 (調査項目例)</p>	<p>①現在の移動手段に関する困りごとの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、主に利用している交通手段は何ですか？ 例:徒歩、自転車、自家用車、バス、タクシーなど ・現在の交通手段で不便に感じていることや、困っていることは何ですか？ 例:バス停が遠い、バスの本数が少ない、自家用車がないと移動できない、病院や買い物に行きにくい場所があるなど ・特定の時間帯や曜日で移動に困ることはありますか？ <p>②公共交通に求めるサービスの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような場所へ移動したいニーズがありますか？ 例:病院、スーパー、市役所、駅、友人宅など ・公共交通を利用したい時間帯はいつ頃ですか？ 例:午前中、午後など具体的に ・どのくらいの頻度で公共交通を利用したいですか？ 例:週に1～2回、月に数回など ・乗り換えや相乗りは許容できますか？ ・予約制の公共交通サービスについてどう思いますか？ ・運賃はどのくらいが適切だと感じますか？ <p>③新たな公共交通に対する期待や懸念の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しいサービスにどのような期待をしますか？ ・利用する上で不安に感じる点や懸念事項はありますか？ 例:利用方法が複雑、予約の手間、安全性など ・導入された場合、利用してみたいと思いますか？
<p>結果の報告</p>	<p>第2回 協議会(11月予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動ニーズを把握したうえで、運行形態や実施範囲など実証運行計画について検討する

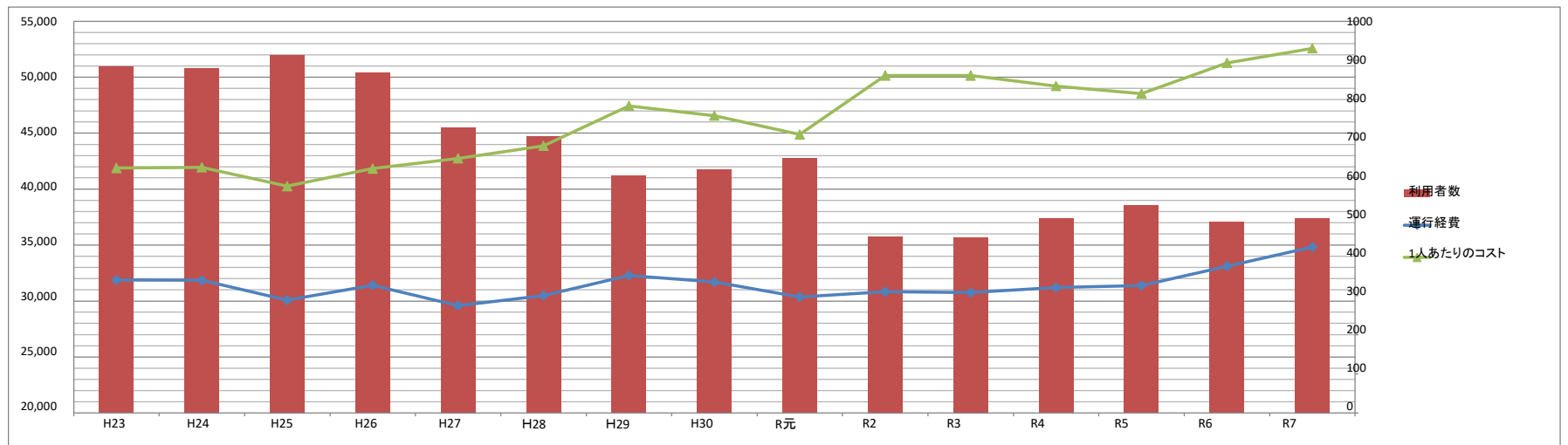
市営バス運行利用状況について

資料 1

種 別		H23年度実績	H24年度実績	H25年度実績	H26年度実績	H27年度実績	H28年度実績	H29年度実績	H30年度実績	R元年度実績	R2年度実績	R3年度実績	R4年度実績	R5年度実績	R6年度実績	R7年度実績
① 本州市市営バス[根尾地域] (根尾自主運行バス)	運行経費	16,546千円	18,944千円	15,180千円	16,437千円	15,171千円	15,532千円	15,509千円	15,535千円	15,172千円	15,546千円	15,411千円	15,409千円	15,407千円	15,371千円	15,519千円
	利用者数	25,535人	25,677人	26,390人	24,951人	20,976人	21,732人	19,144人	17,709人	17,788人	17,996人	17,479人	15,906人	14,980人	16,410人	16,216人
	1人あたりのコスト	648円/人	738円/人	575円/人	659円/人	723円/人	715円/人	810円/人	877円/人	853円/人	864円/人	882円/人	969円/人	1,029円/人	937円/人	957円/人
② 本州市市営バス 【本巢北部線、本巢・糸貫線】 (ササユリバス)	運行経費	15,324千円	12,904千円	14,905千円	14,979千円	14,424千円	14,962千円	16,775千円	16,171千円	15,190千円	15,282千円	15,343千円	15,801千円	15,987千円	17,735千円	19,296千円
	利用者数	25,405人	25,123人	25,583人	25,424人	24,568人	22,977人	22,042人	24,056人	24,935人	17,788人	18,225人	21,479人	23,536人	20,635人	21,174人
③ 本州市市営バス 【真桑線、弾正線】 (もとバス)	1人あたりのコスト	600円/人	514円/人	583円/人	589円/人	587円/人	651円/人	761円/人	672円/人	609円/人	859円/人	842円/人	736円/人	679円/人	859円/人	911円/人
合 計	運行経費	31,870千円	31,848千円	30,085千円	31,416千円	29,595千円	30,494千円	32,284千円	31,706千円	30,362千円	30,828千円	30,754千円	31,210千円	31,394千円	33,106千円	34,815千円
	利用者数	50,940人	50,800人	51,973人	50,375人	45,544人	44,709人	41,186人	41,765人	42,723人	35,784人	35,704人	37,385人	38,516人	37,045人	37,390人
	1人あたりのコスト	626円/人	627円/人	579円/人	624円/人	650円/人	682円/人	784円/人	759円/人	711円/人	862円/人	861円/人	835円/人	815円/人	894円/人	931円/人

※H22.6よりもとバスが無償運送。1人あたりのコスト削減を図るためササユリバス及びもとバスが隔日運行となる。

※H23.4より「本州市市営バス」として運行。根尾バスが無償運送となる。※H27LCワールド閉館



令和 8 年市営バス(本巢・糸貫・真正地域)利用者アンケート調査結果報告

【調査概要】

目 的	<p>市営バス(本巢・糸貫・真正地域)は、運行ルート・ダイヤについて、平成22年6月にササユリバス南部線(現:本巢・糸貫線)及びもとバス真正線(現:真正線)、平成23年10月に本巢北部線、平成24年10月に本巢・糸貫線／真正線の再編、平成25年11月に本巢北部線／本巢・糸貫線／真正線の新規バス停設置及びダイヤ改変、平成29年9月に本巢北部線／本巢・糸貫線／真正線(現:真桑線、弾正線)の路線及びダイヤの改変、令和元年10月に本巢北部線のダイヤの改変、令和6年7月に本庁舎の移転に伴う本巢北部線／本巢・糸貫線／真桑線／弾正線の路線及びダイヤの改変を実施してきた。</p> <p>そこで、現在の市営バスの利用実態や運行サービスの改善要望等を把握するため、利用者アンケート調査を実施した。</p> <p>(平成23年3月から毎年調査を実施)</p>
調査対象	市営バス利用者(本巢北部線/本巢・糸貫線/真桑線/弾正線)
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・バス内の各座席にアンケート用紙を設置しアンケート記入を依頼。記入後はバス運転手に提出。(市営バス運行委託業者に依頼) ・本巢市ホームページ、アンケート用紙、広報もとすに記載のQRコードを読み込み、LoGoフォームにてオンラインでアンケートを回答。
調査項目	① 利用者属性 (1) ～ (8) ② 利用状況 (9) ～ (15) ③ 現在の運行体系について (16) ～ (20) ④ AIオンデマンドについて (21)
調査期間	<p>各路線 3月にて実施</p> <p>本巢北部線</p> <p>令和 8 年 3 月 2 日 (月)、 4 日 (水)、 6 日 (金)、 3 月 9 日 (月)、 1 1 日 (水)、 1 3 日 (金)、 3 月 1 6 日 (月)、 1 8 日 (水)、 2 0 日 (金)、 3 月 2 3 日 (月)、 2 5 日 (水)、 2 7 日 (金) 3 月 3 0 日 (月)</p> <p>本巢・糸貫線、真桑線、弾正線</p> <p>令和 8 年 3 月 3 日 (火)、 5 日 (木)、 7 日 (土)、 3 月 1 0 日 (火)、 1 2 日 (木)、 1 4 日 (土)、 3 月 1 7 日 (火)、 1 9 日 (木)、 2 1 日 (土)、 3 月 2 4 日 (火)、 2 6 日 (木)、 2 8 日 (土)、 3 月 3 1 日 (火)</p>
回答人数	1 2 4 人 (本巢北部線33人, 本巢・糸貫線41人, 真桑線19人, 弾正線31人)

(1) 乗降場所バス停について

- ・乗車数が最も多かったバス停は次のとおりです。

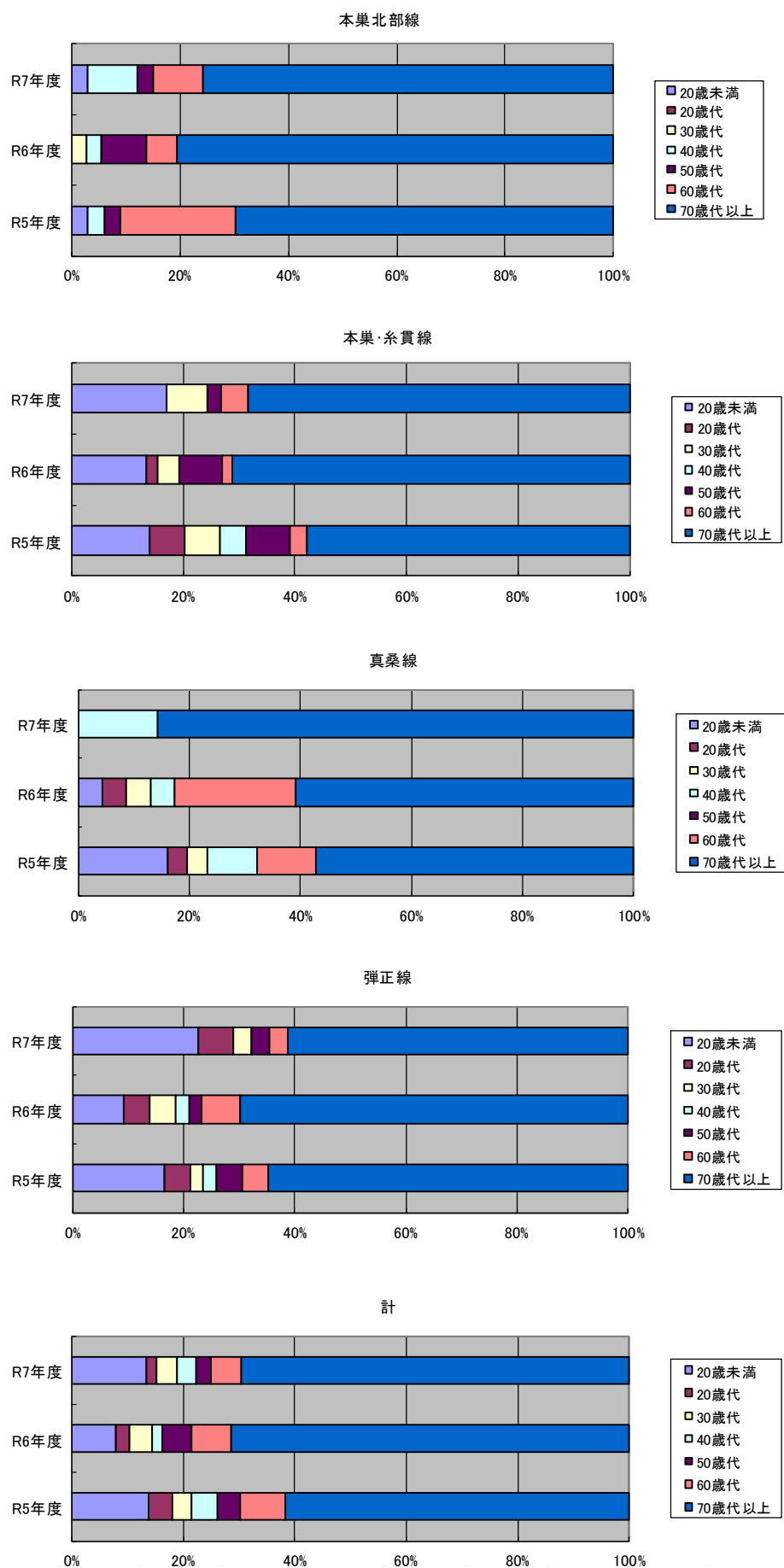
本巣北部線	根尾川ガーデン
本巣・糸貫線	宝珠ハイツ公園
真桑線	北方真桑駅
弾正線	大門東

- ・目的地として最も多かった場所は次のとおりです。

本巣北部線	モレラ岐阜
本巣・糸貫線	モレラ岐阜
真桑線	モレラ岐阜
弾正線	モレラ岐阜

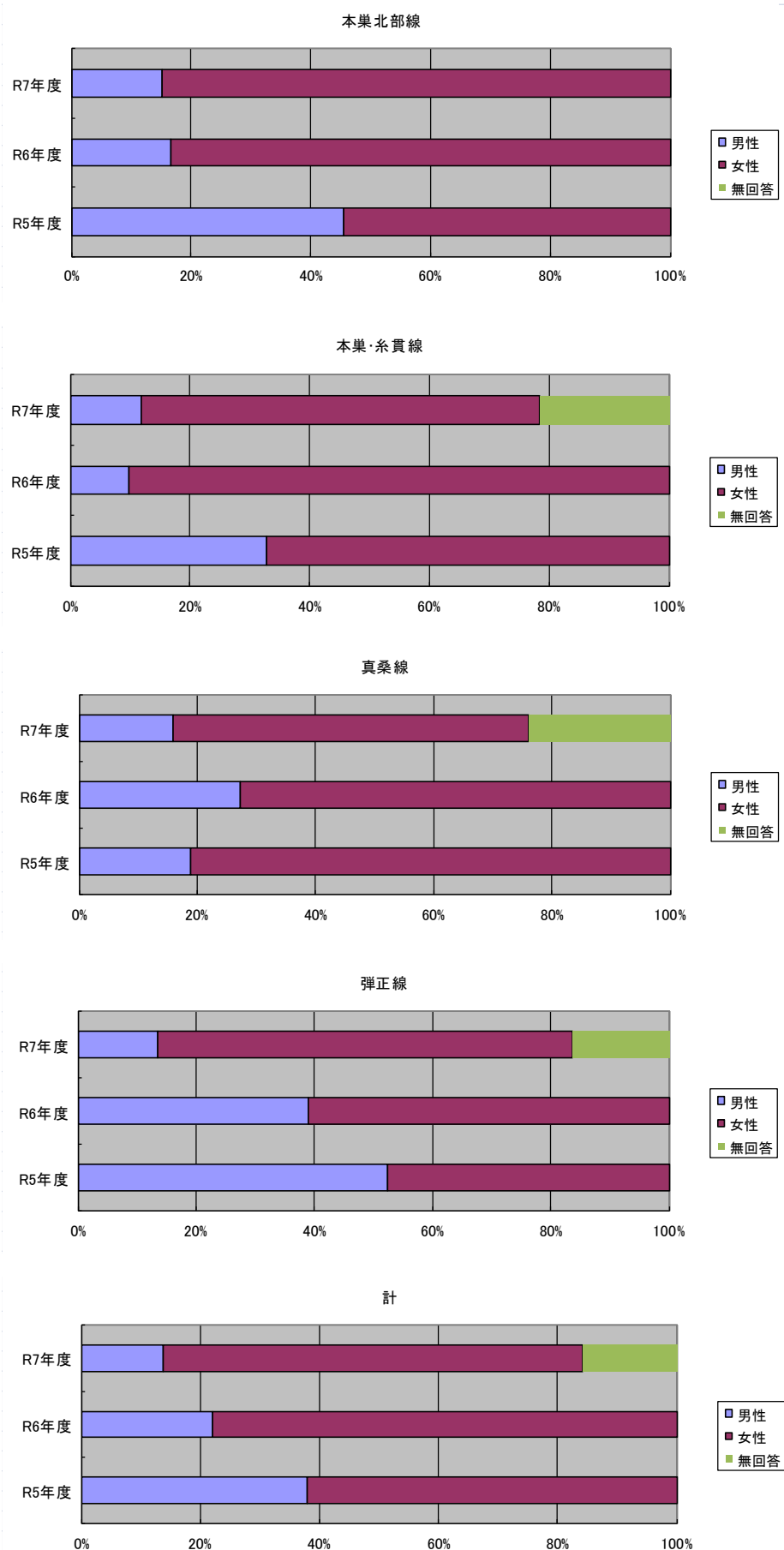
(2) 年齢

・どの路線も70歳代以上の高齢者の利用率が高いが、本巢・糸貫線、弾正線の利用者は比較的若い年齢層の移動手段として活用されている。



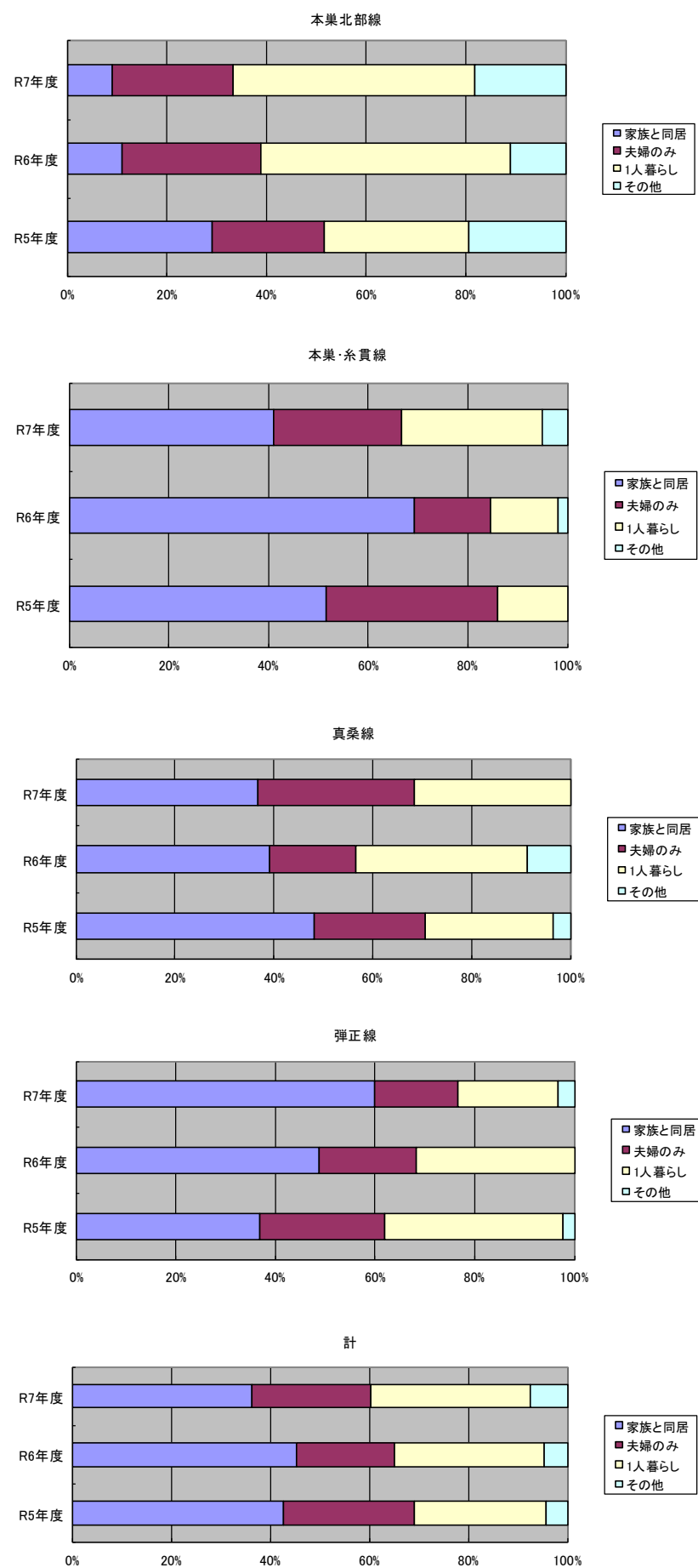
(3) 性別

- ・どの路線も女性の利用が多い。



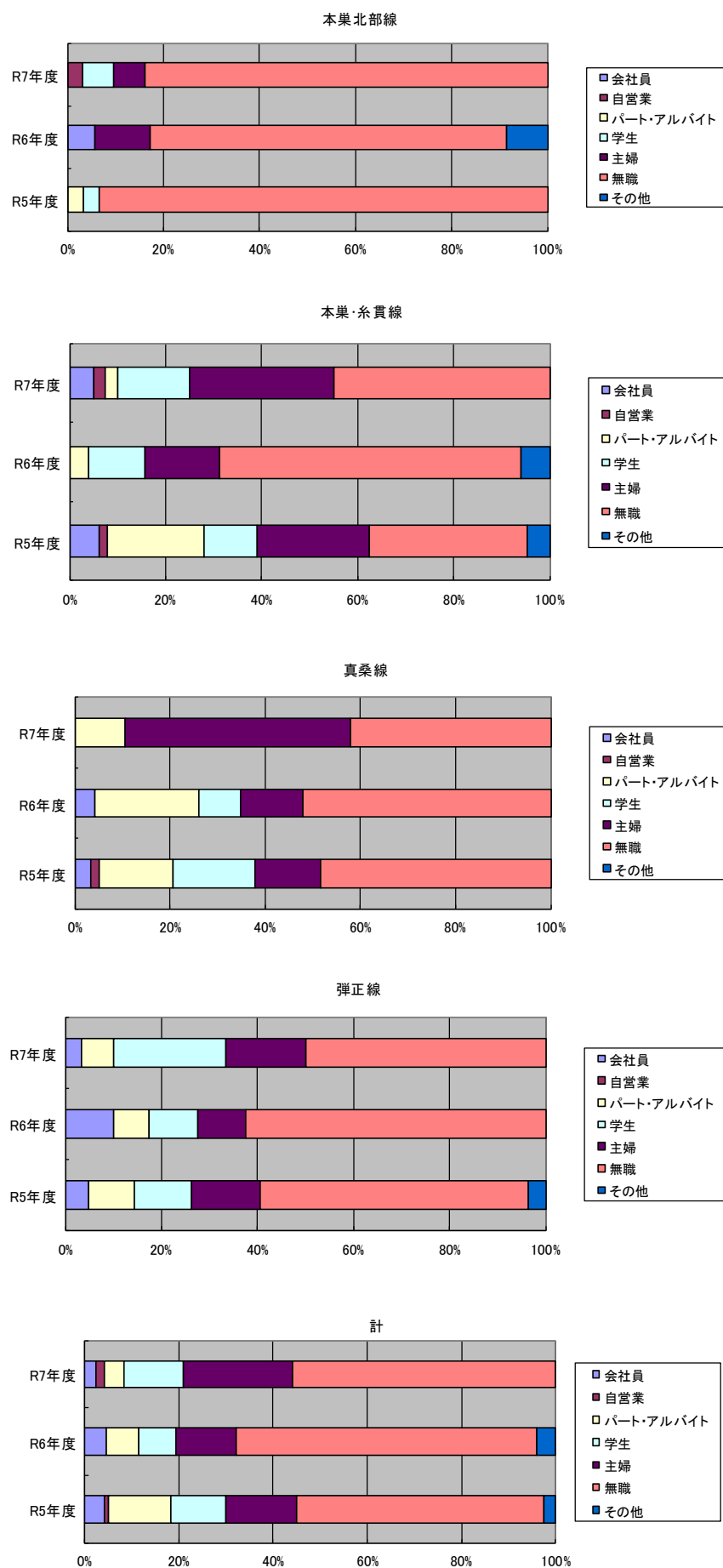
(4) 世帯構成

・本巢北部線は「1人暮らし」世帯の利用率が高いが、南部の路線は合わせて「家族と同居」世帯が高い。



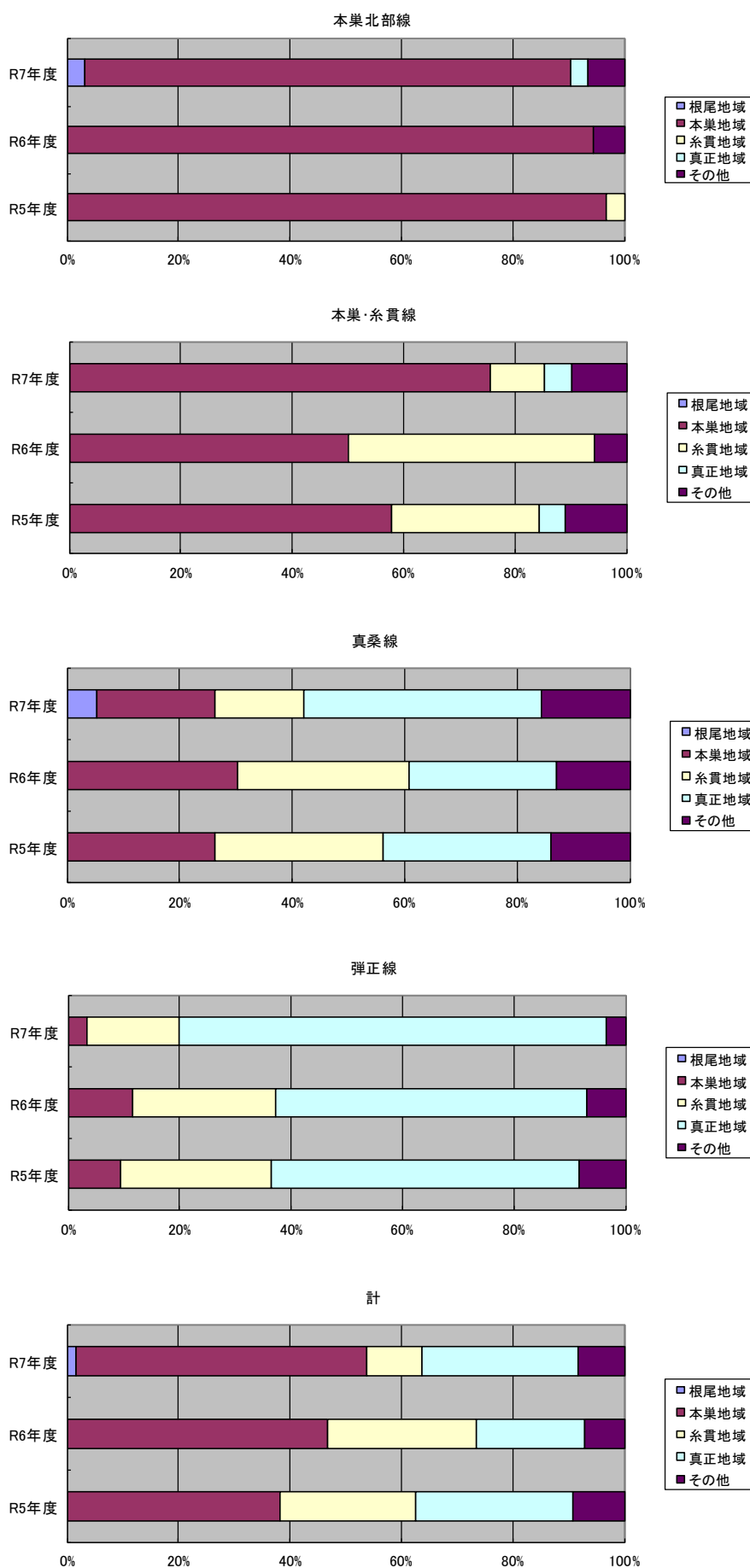
(5) 職業

・全路線総じて無職の方の利用割合が多いが、本巢・糸貫線、真桑線は自営業、弾正線は学生の利用が増えてきている。



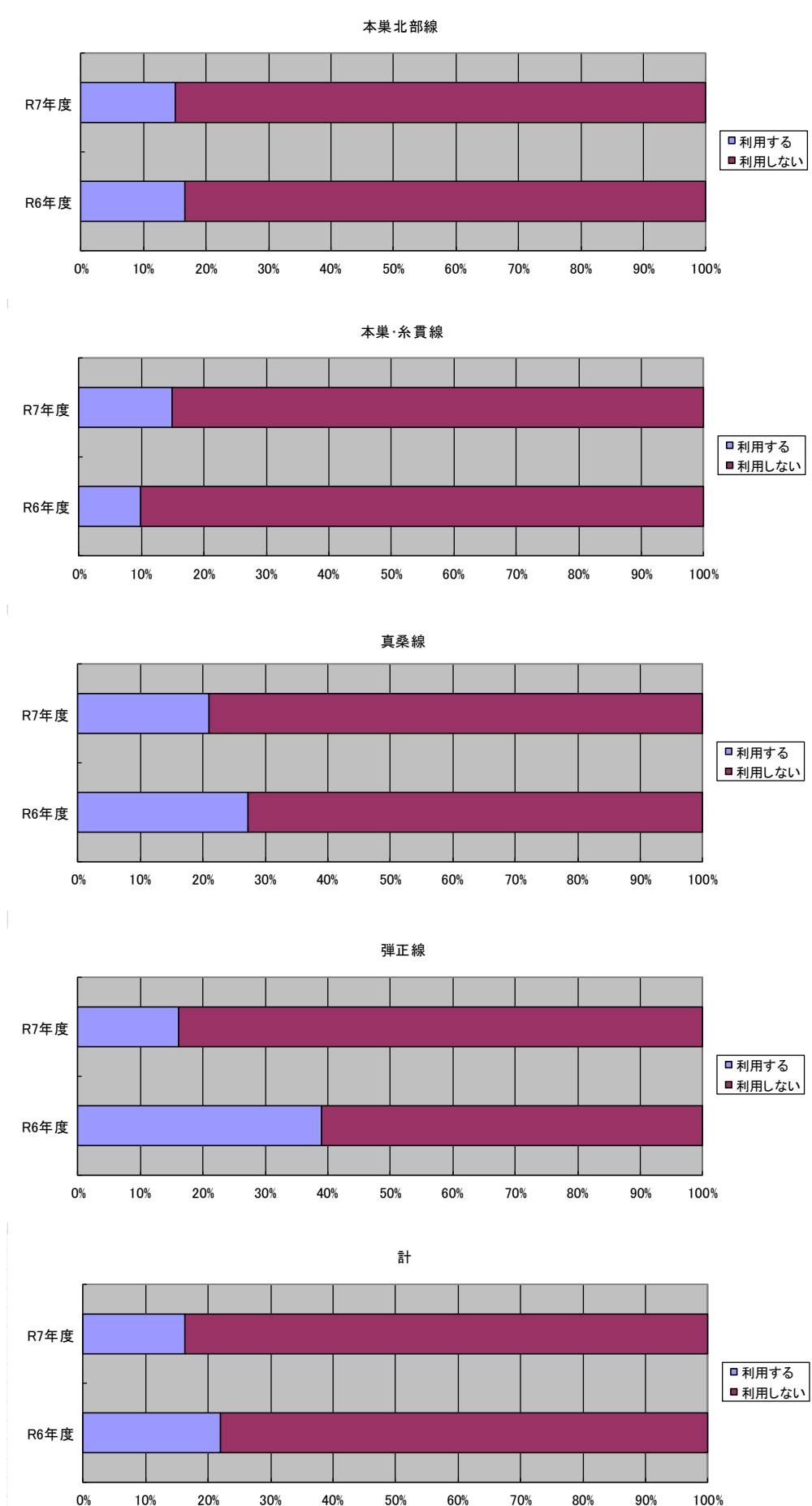
(6) -1 居住地

- 本巢北部線は、大半が本巢地域の利用者である一方、真桑線は市内各地域の人に幅広く利用されている。



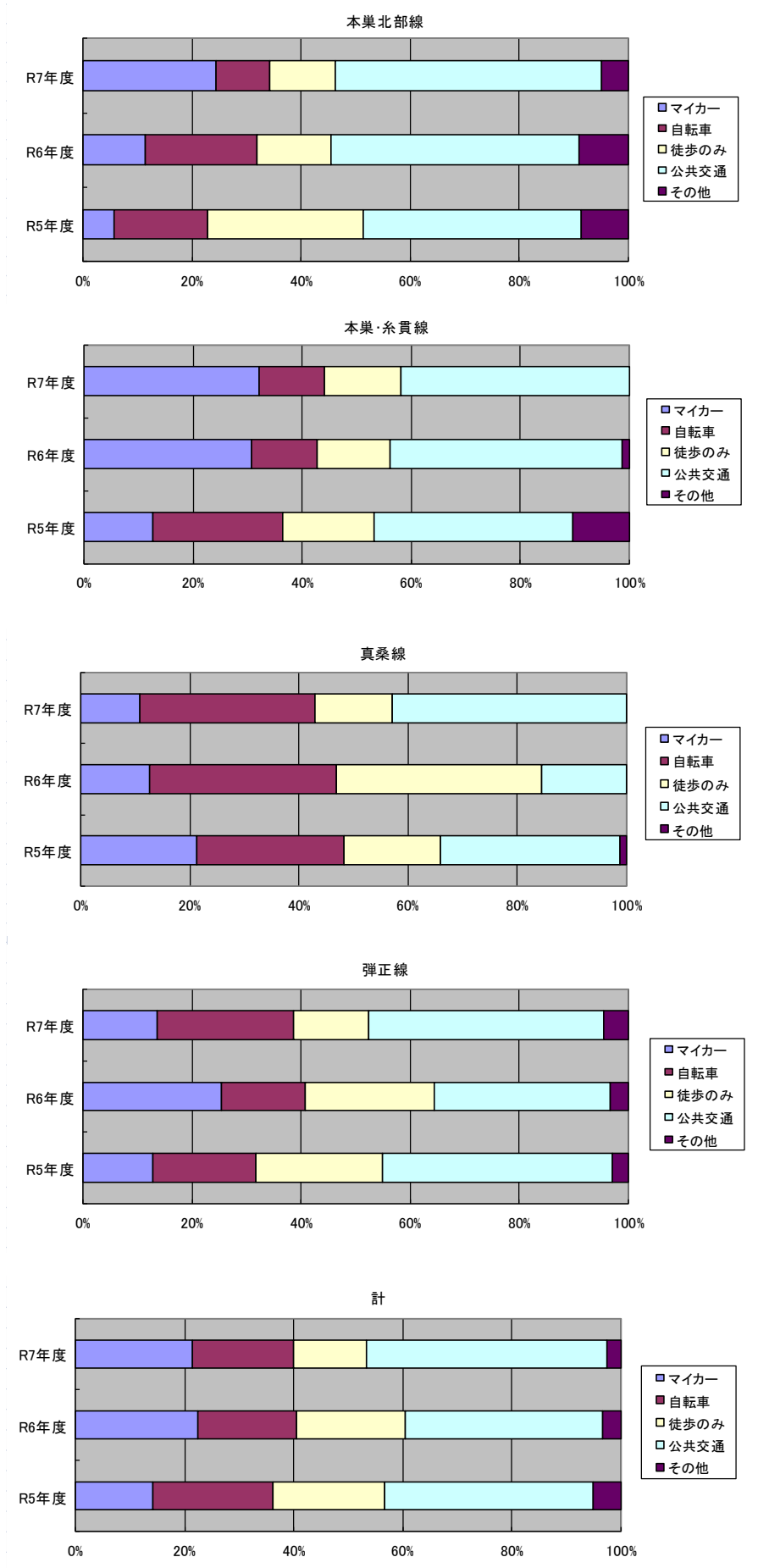
(6) -2 北方バスターミナルの利用について

- ・令和6年度からと比較して、令和7年度は利用者数が減少傾向にある。



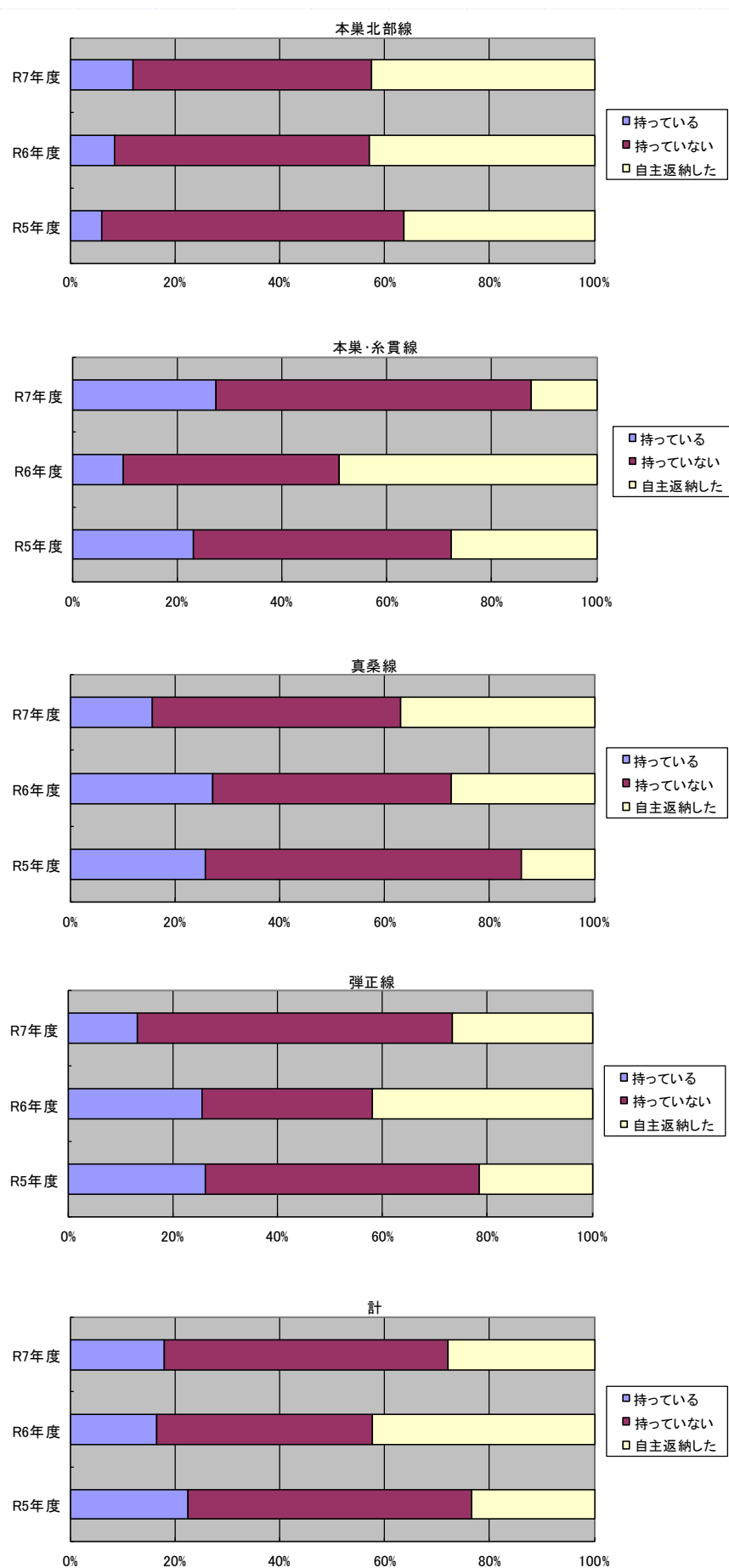
(7) 主な交通手段

- ・市内全体で、公共交通を利用している方はあまり増加していない。
- ・本巢北部線エリアでは、マイカーを利用している方の割合が増えている。



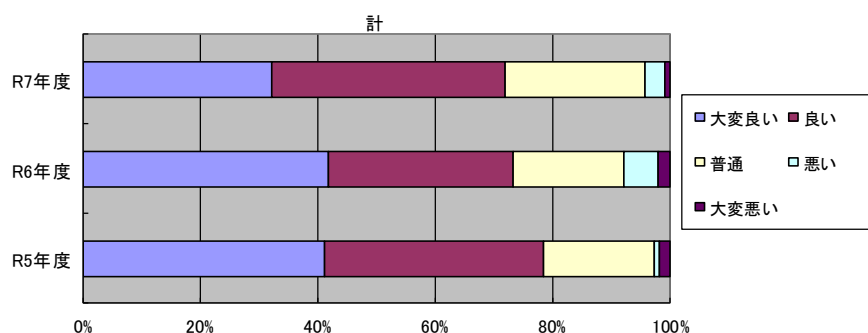
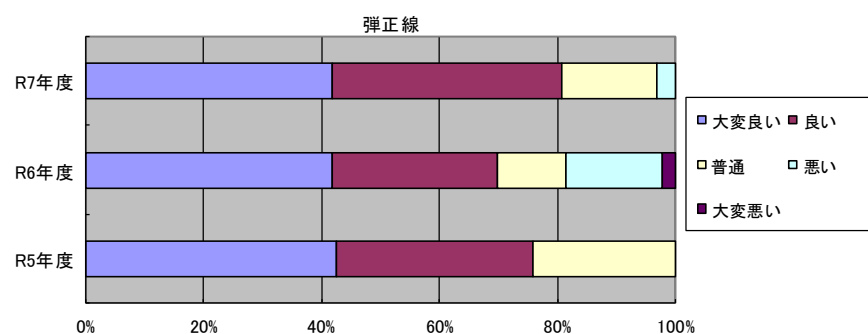
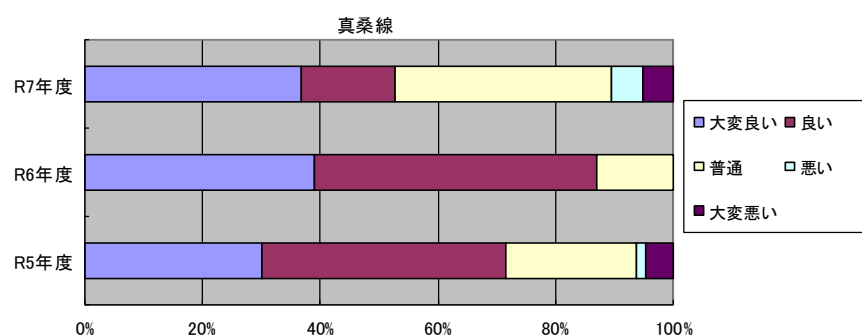
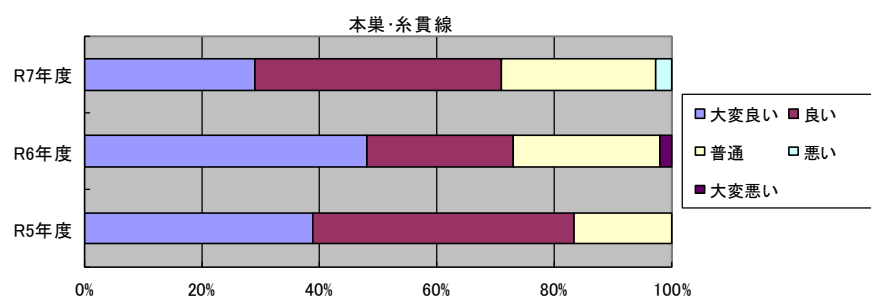
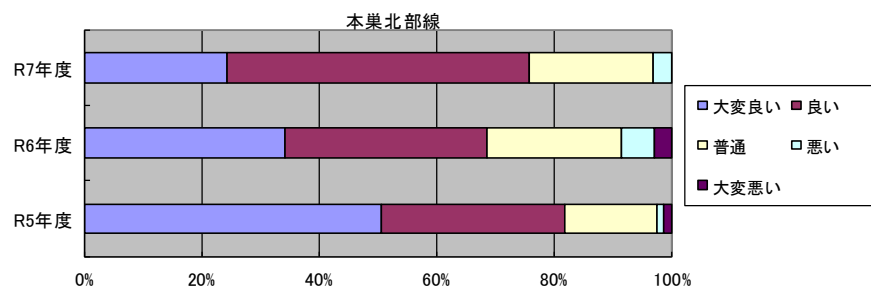
(8) 自動車運転免許の保有

- 令和6年度は運転免許を自主返納した方が増加し、令和7年度には運転免許を持っていない方が増加した。



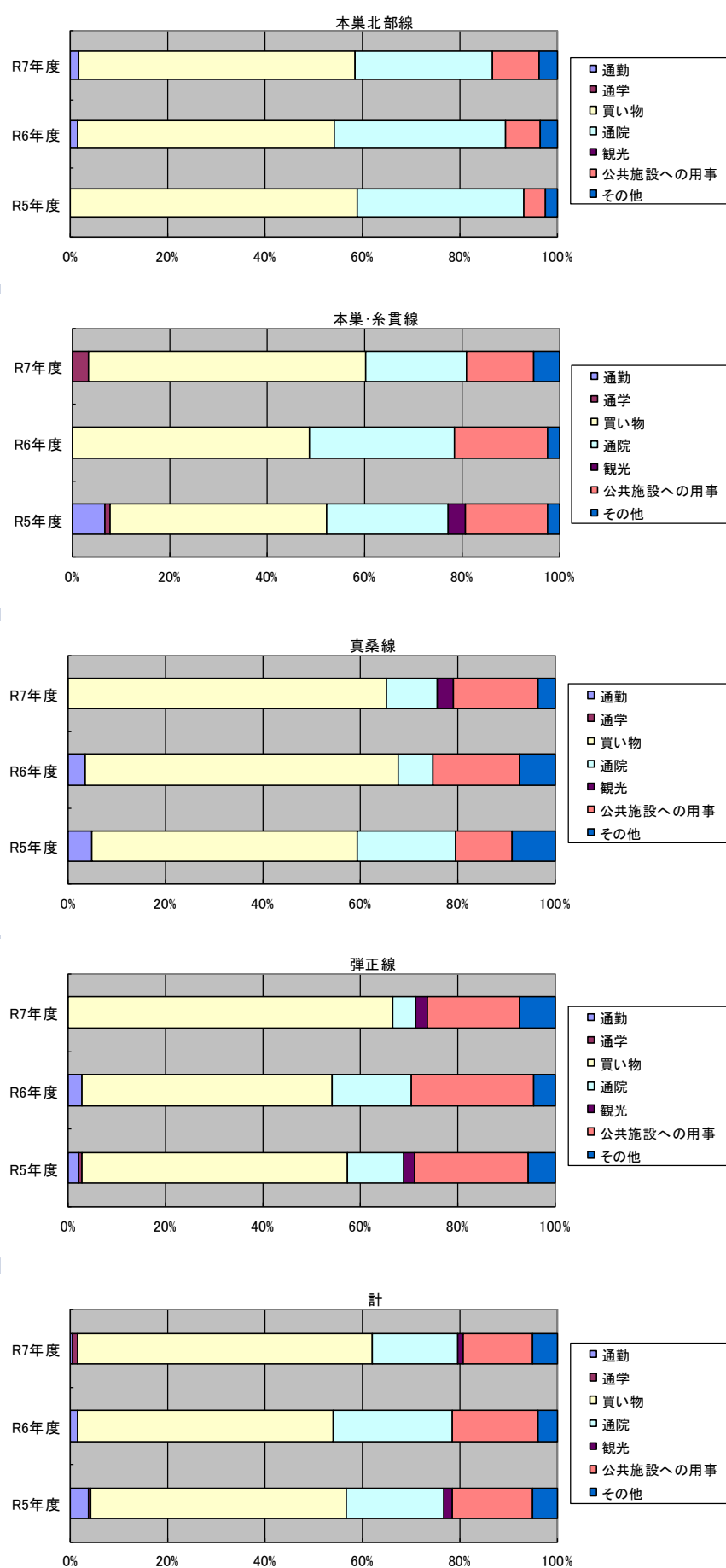
(9) 市営バスの満足度

- 本巣北部線では「良い」の割合が増えたものの、全体として「大変良い」といった意見が減少傾向にある。さらに、「悪い」と回答した方が各路線で見られるようになった。



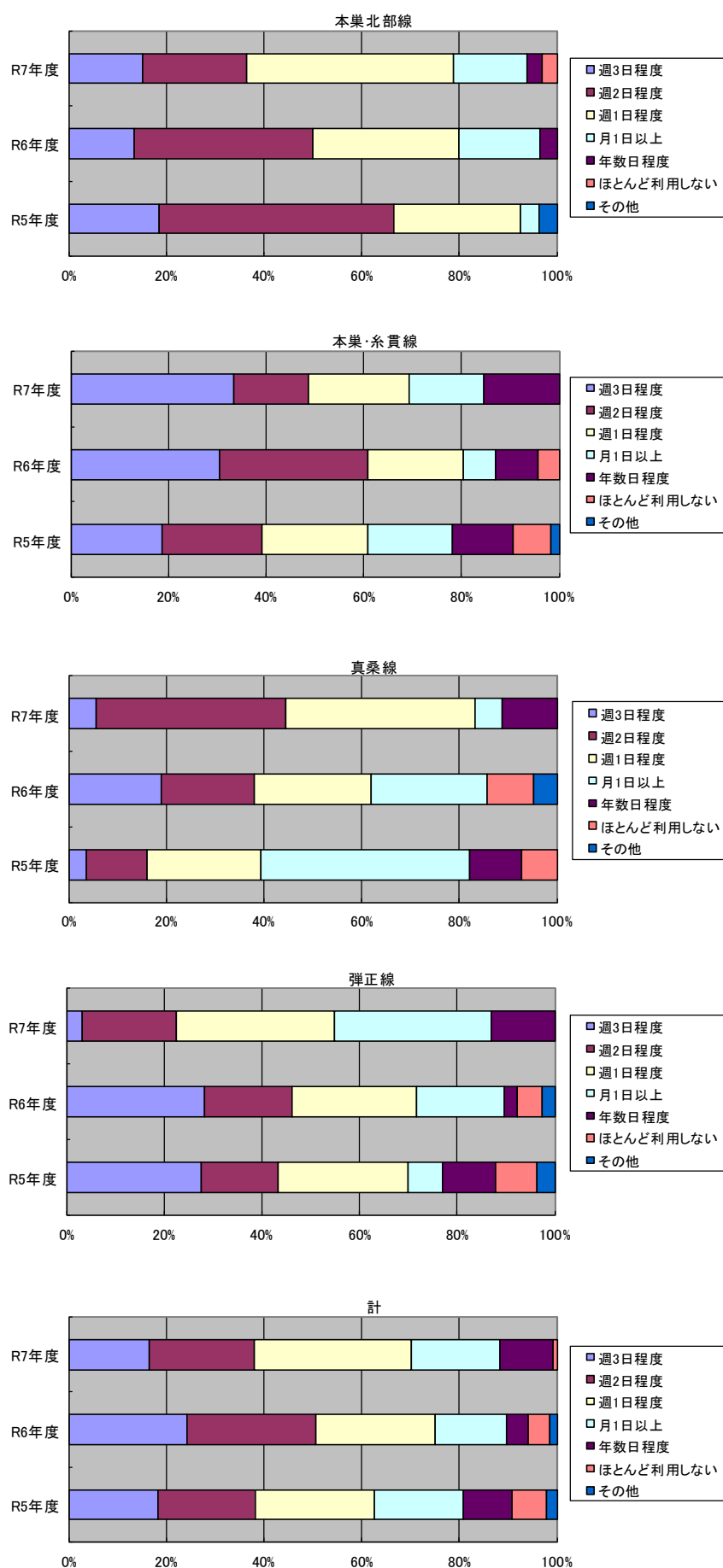
(10) 主な利用目的

・どの路線も「買い物」「通院」利用者が、約7～8割近くとなった。



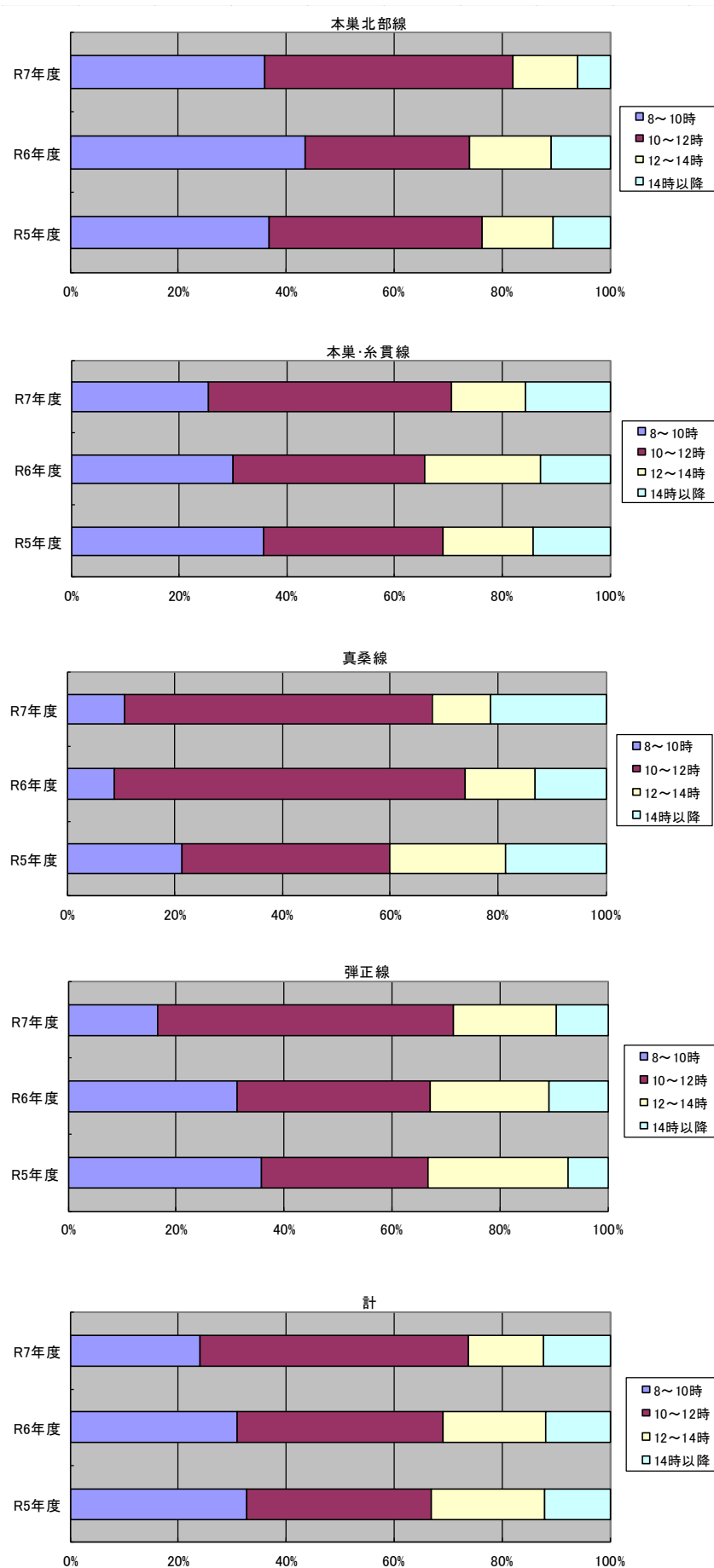
(11) 市営バスの利用頻度

- ・ 週 1 日以上利用している常連者は、本巢・糸貫線、弾正線では減少したが、真桑線では約 8 割を超えた。



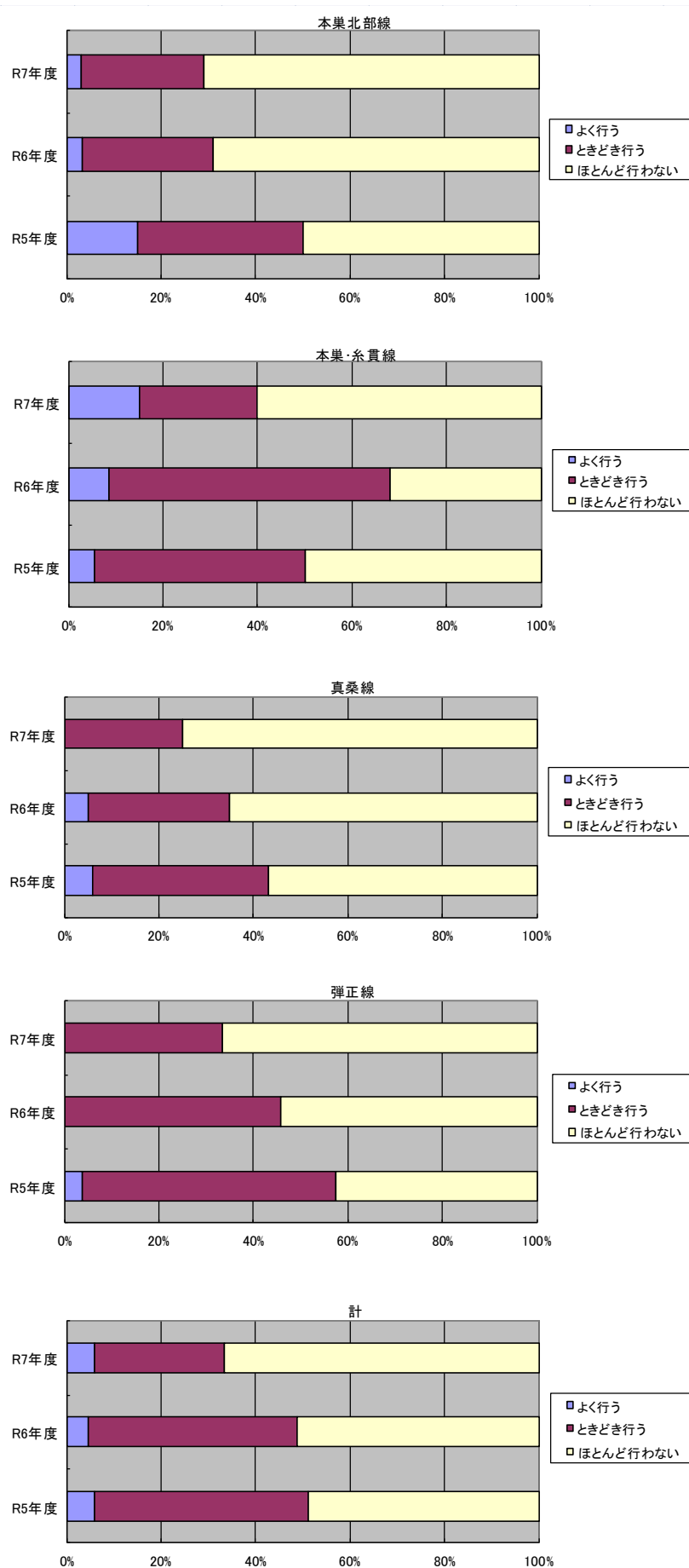
(12) 市営バスの利用する主な時間帯

- ・ どの路線も午前の利用が多い。



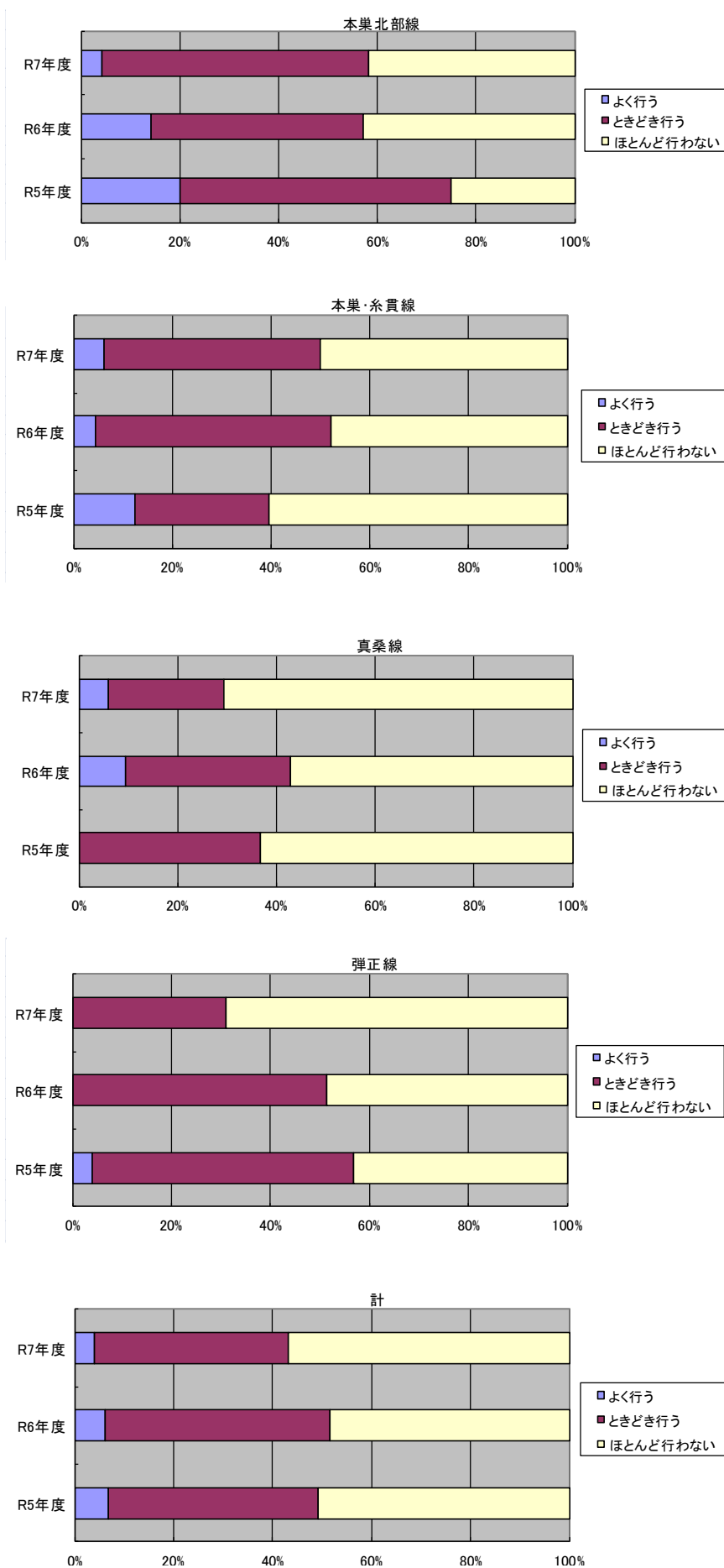
(13) 市営バスへの乗り継ぎ

- どの路線でも、市営バス同士の乗り継ぎを行う方の割合は少ない。



(14) 他の交通機関への乗り継ぎ

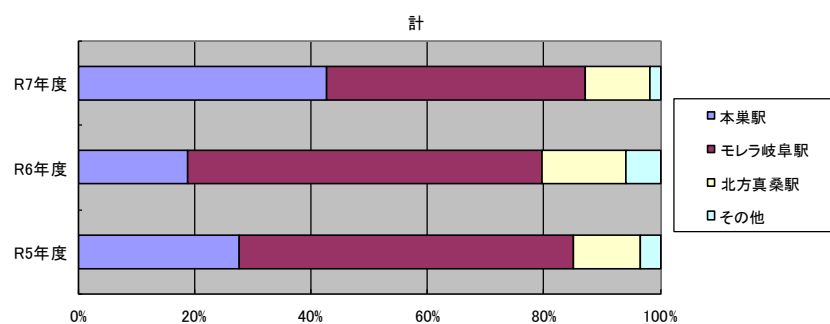
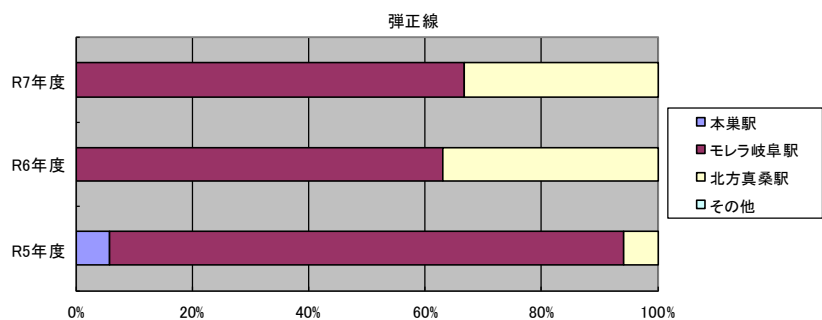
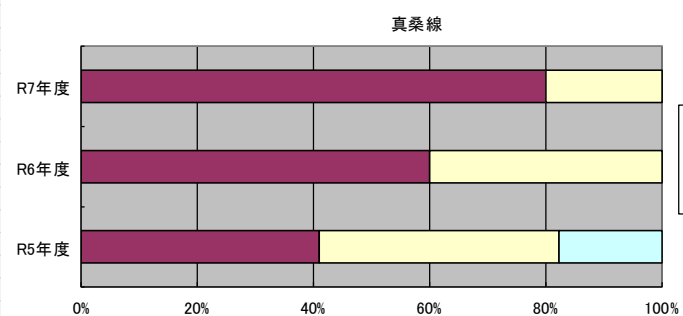
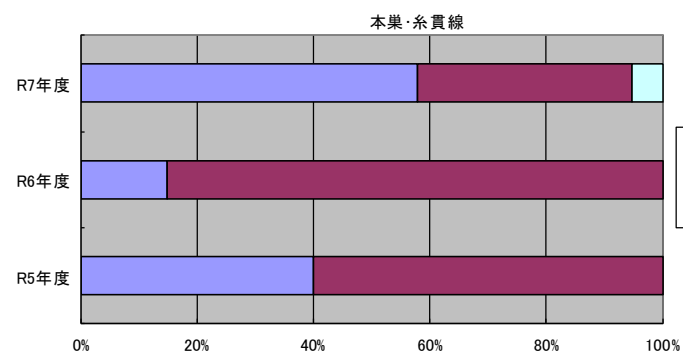
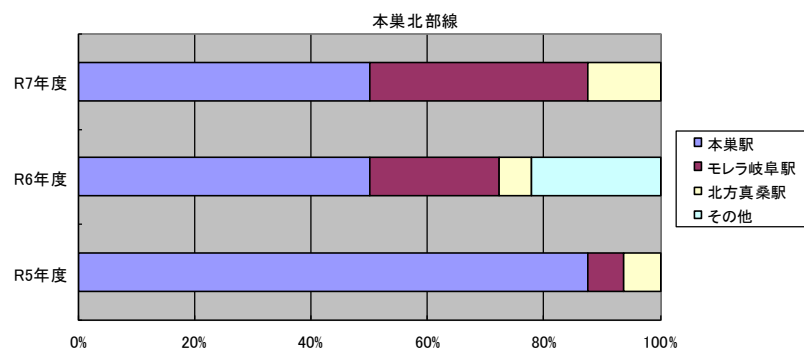
- どの路線でも、他の交通機関への乗り継ぎを行う方の割合は少ない。



(15) 乗り継ぎ地点

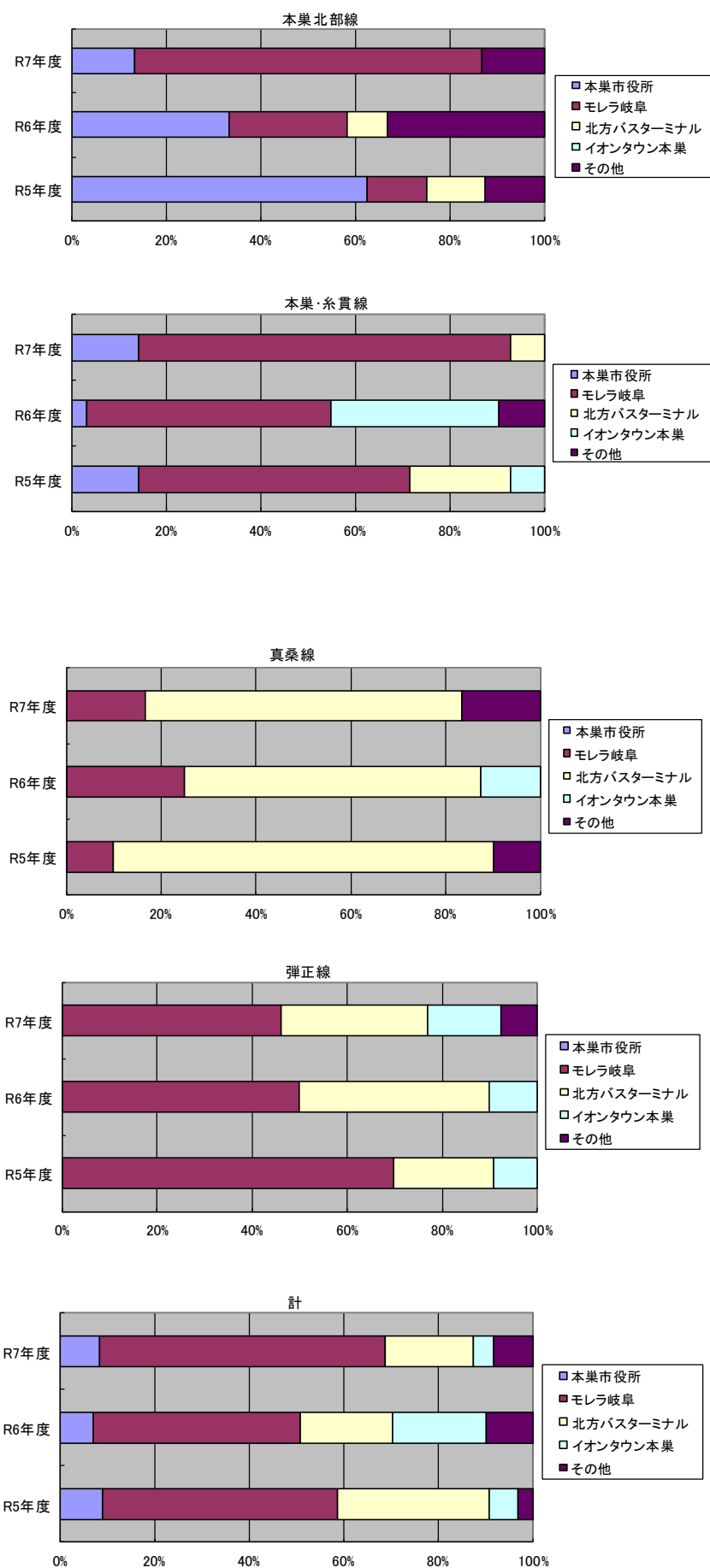
[樽見鉄道]

- ・本巣・糸貫線では「本巣駅」での乗り継ぎの割合が高くなった。
- ・全体としては「モレラ岐阜駅」での乗り継ぎの割合が高い。



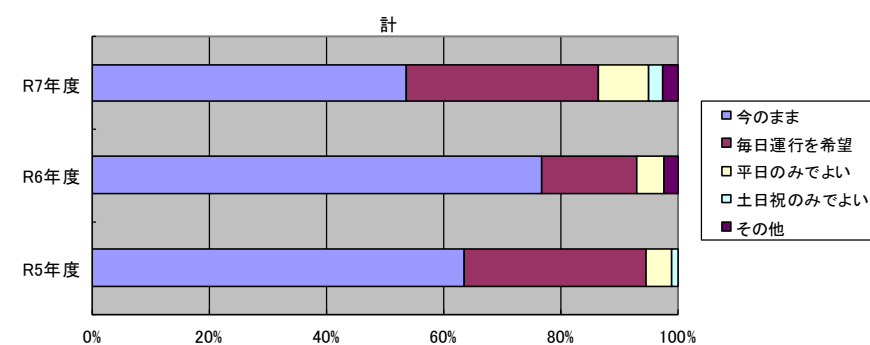
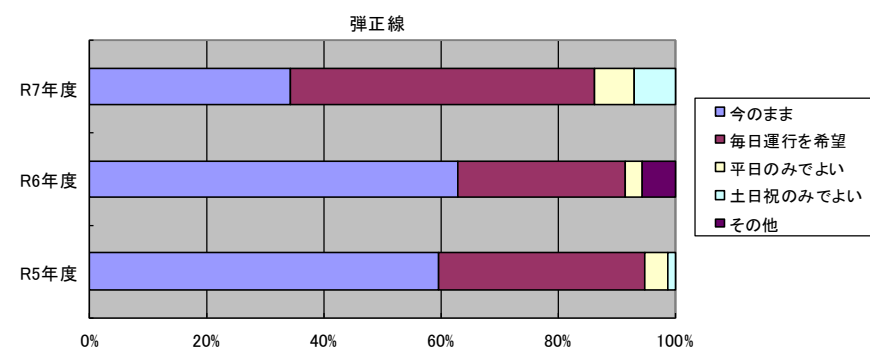
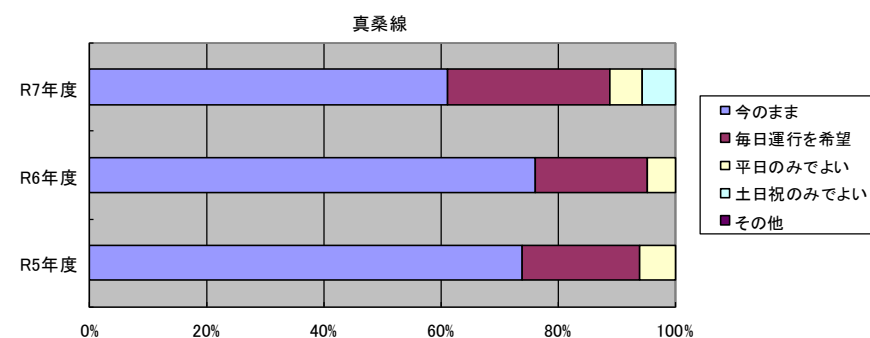
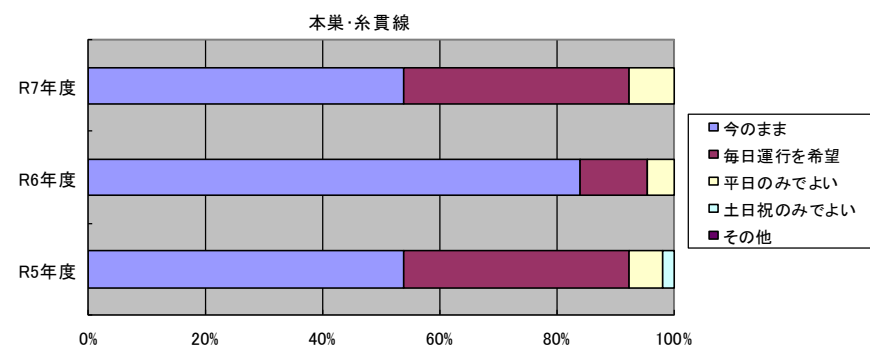
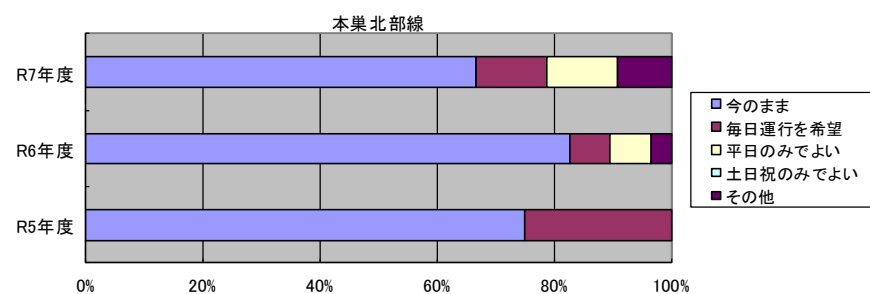
[岐阜バス]

- ・真桑線では「北方バスターミナル」での乗り継ぎの割合が高い。
- ・全体としては「モレラ岐阜」での乗り継ぎの割合が高い。



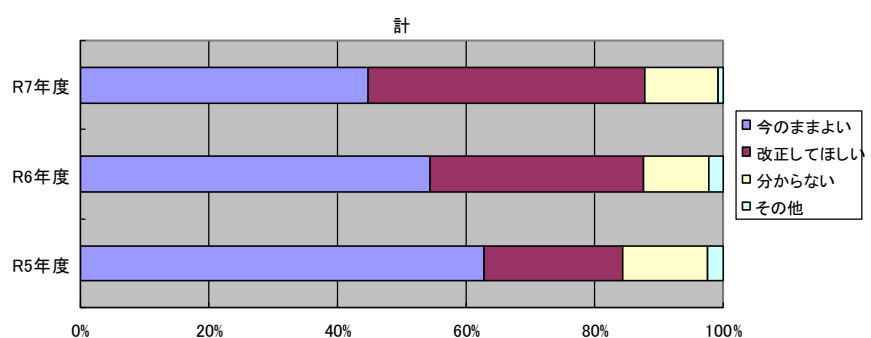
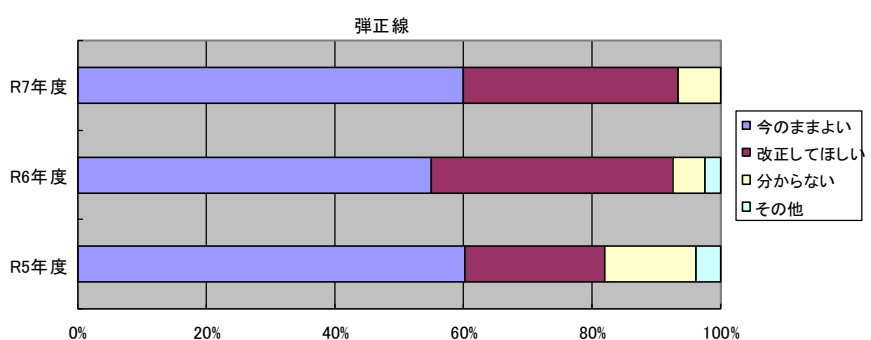
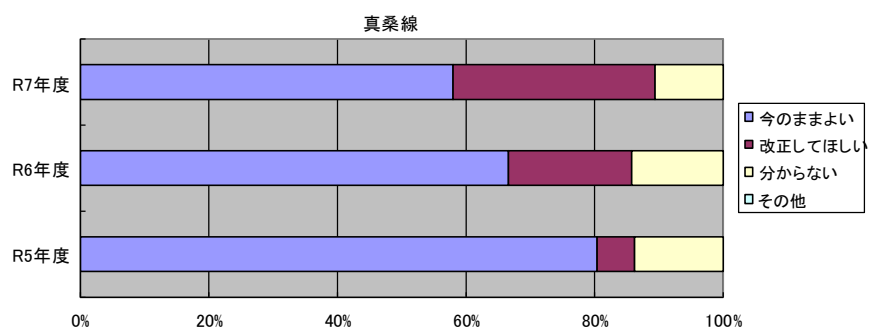
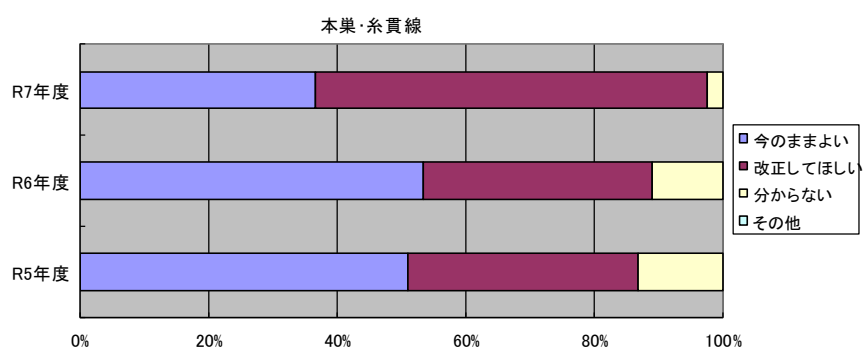
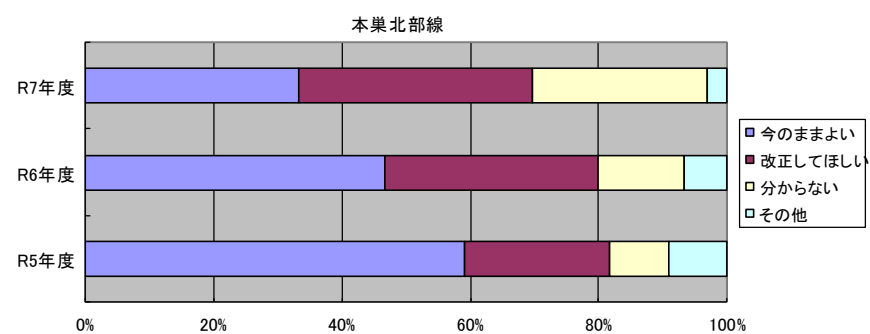
(16) 市営バスの隔日運行について

- ・「毎日の運行を希望」とする割合が約3割あり、乗車需要が高いことが伺える。
- ・令和6年度に比べて毎日運行の需要がさらに増加している。



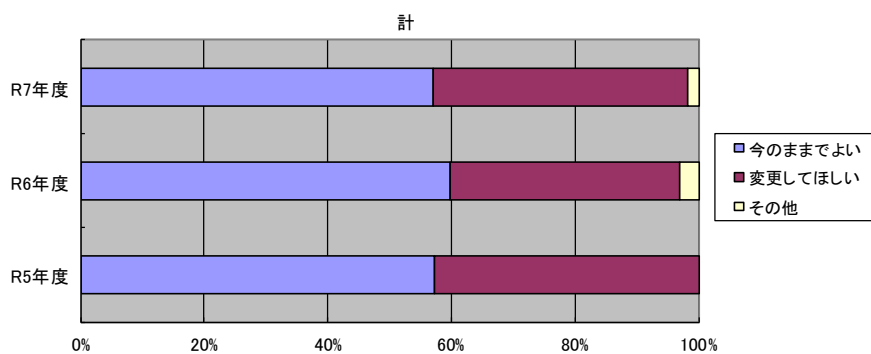
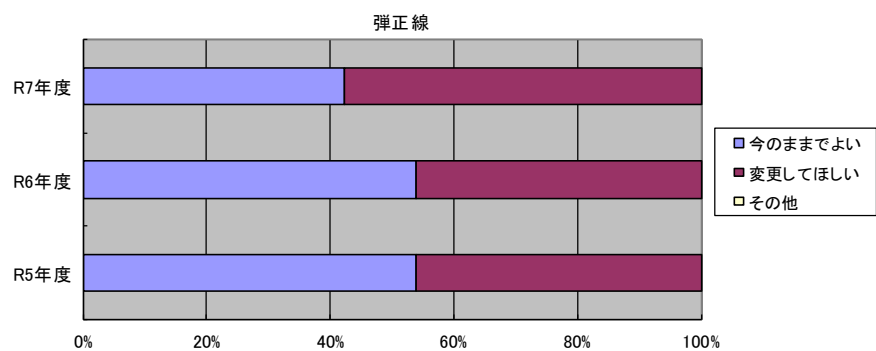
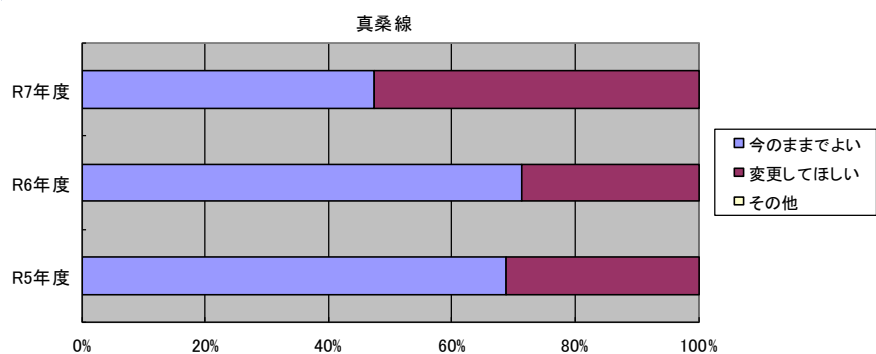
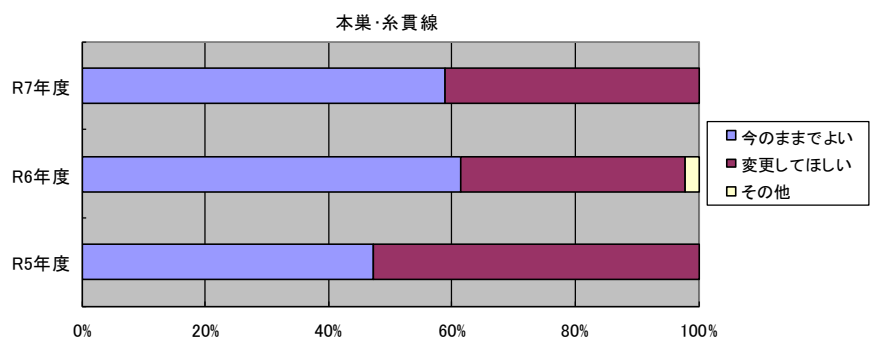
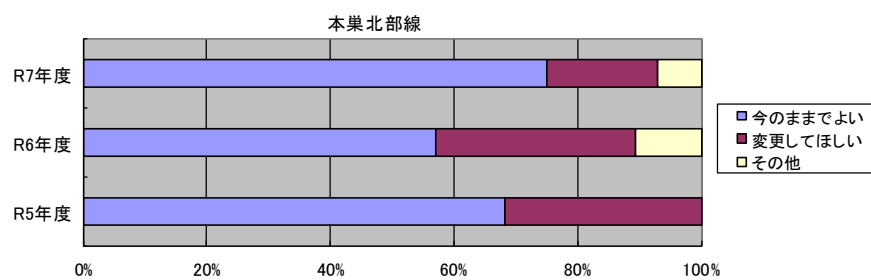
(17) 現在の市営バス時刻表についてどう思いますか。

- ・弾正線を除く路線で「改正してほしい」という声が多く、全体としては「今のままでよい」と同数程度の回答があり、改正のニーズが非常に高い。



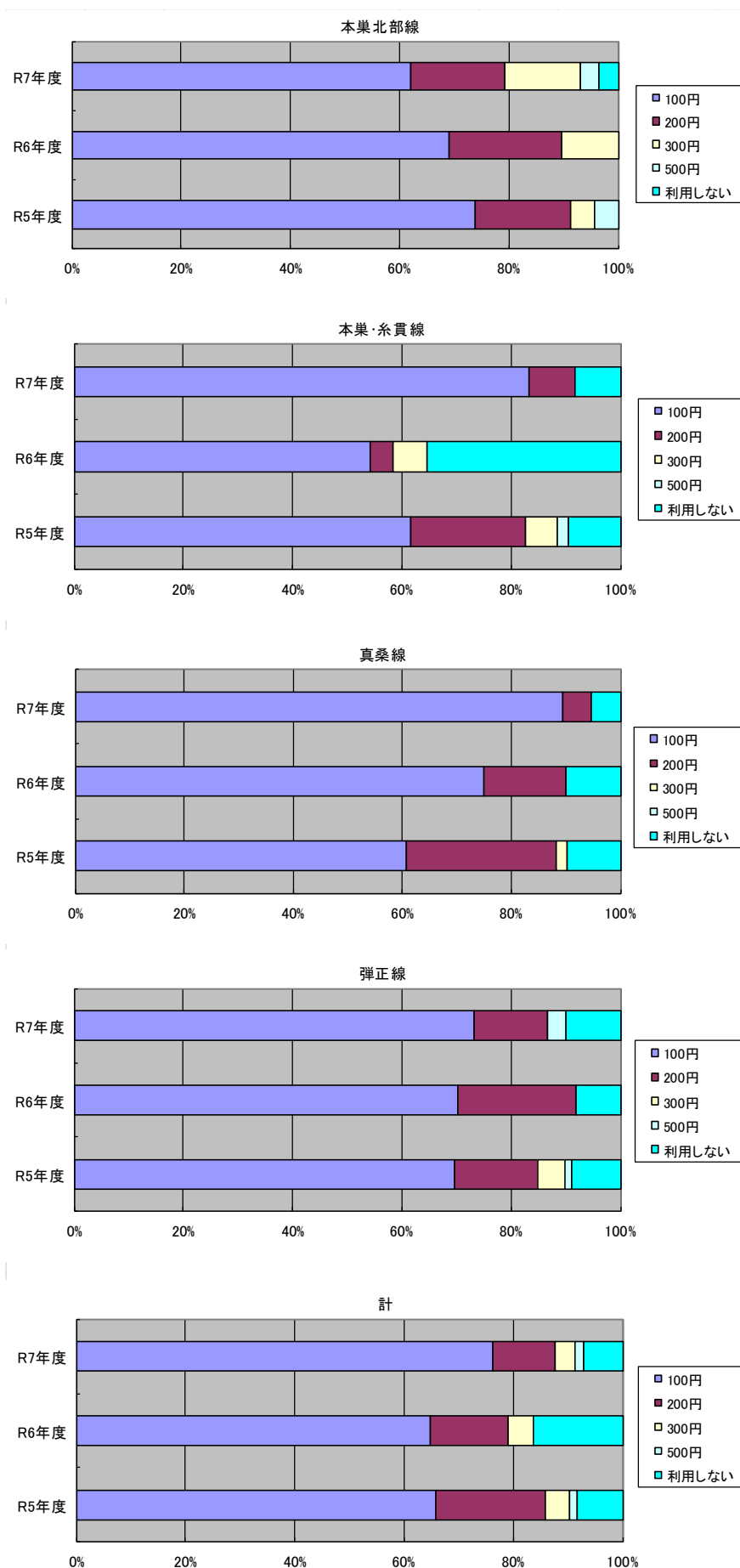
(18) 市営バスの便数について

- ・ 真桑線、弾正線で半数近くが「変更してほしい」と回答している。
- ・ 全体としても約4割の利用者が「変更してほしい」と回答している。



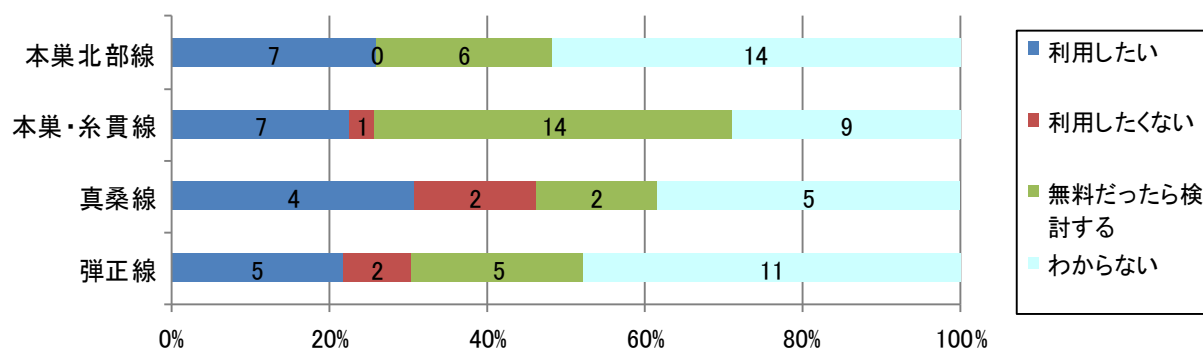
(19) 利用料金について

- ・有償化しても利用するという回答が全体で9割近くあった。



(21) AIオンデマンドについて

- ・AIオンデマンドの利用意向については、「利用したい」「無料だったら検討する」が半数を超えている。また、「わからない」という回答も非常に多く、今後、住民への浸透や周知が課題となってくる。



【本巣北部線】

- ・トミダヤがなくなったのでゲンキーにも寄ってほしい。
- ・帰りのバスですが、毎回診療所に入られますが、午前中で診察は終わっています。ですから、午後のバスは、入らなくてもよいと思います。
- ・利用する人のないコース部分に対する良い方法はないのかと思います。
- ・左回りと右回りを順番にしてほしい。北部線が左・左・右・右になっているので、交互に順番にしてほしいです。
- ・フリー乗車は助かる。今指定されている区間外でも、運転手さん（安全な所）に申し出て降りられるようになるともっと助かる。

【本巣・糸貫線】

- ・高齢の方の事故を無くすためにも市民の方ひとりひとりに市営バスの利用方法を届けてあげたいです。
- ・できれば時刻どおりに来てほしい。
- ・増便・運行日増をお願いしたいです。市営バスをよく利用するのですが、運転手の方が「おかえり」と声をかけてくださったり、あいさつを返してくださるのでとてもうれしいです。
- ・今の時間帯では無料でもダメ。
- ・10時のバスが欲しいです。11時23分では病院に間に合わない。宝珠ハイツからお願いします。

【真桑線】

- ・バスでは、使い勝手が悪く、乗務員の方が悪いのではなく、利用し難いです。
- ・乗り継ぎが悪い。根尾～本巣。
- ・乗り換え難しい。

【弾正線】

- ・免許証を持っていない多くの人からは、大野町のような呼び出し方式にして欲しいと言われます。
- ・穂積駅まで行く便が欲しい。早朝、夜間に穂積駅便があると学生に大変助かります。
- ・旧糸貫庁舎バス停復活希望。モレラ南口バス停いかがでしょうか。ぜひぜひお願いします。
- ・ダイヤ改正前の時間に戻してほしい。現在のダイヤでは、とても不便で利用しづらいです。
- ・もう少し時間帯増やしてください。

【今回のアンケート結果より】

新庁舎へのルートへと改正してから1年半ほど経ち、時間帯や便数について改正を求める声が利用者の半数を超えるようになった。また、病院の診察時間や、学生の利用に関する声も上がり、利用者の目的地や生活スタイルに合わせたダイヤ改正の必要性が高まった。

運転免許証を返納したり持たなくなった人が増加しているほか、有償化しても利用する意向の方が9割を超えるなど、市民にとって公共交通の重要性は年々増加している。現在の市営バスについてダイヤ改正やルートの見直しを進めながら、新たにAIオンデマンドの導入も進め、一人でも多くの市民が公共交通を使って移動できる環境の整備を進める必要がある。